

第4次

俱知安町障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)



令和6年3月
俱知安町

も く じ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の根拠と位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の対象者.....	3
5 北海道計画における圏域設定.....	3
6 計画の策定体制.....	4
7 障がいをめぐる制度改正等の状況.....	6
第2章 障がいのある人の状況	8
1 障がいのある人等の現状.....	8
2 障がいのある人を取り巻く環境.....	17
3 障害福祉サービスの利用状況.....	20
4 アンケート調査結果.....	27
5 第3次障がい者計画の推進状況.....	45
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	48
3 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開	50
基本目標1 地域における生活支援の充実.....	50
基本目標2 自立と社会参加の促進.....	56
基本目標3 とともに支え合う共生のまちづくり.....	60
第5章 計画の推進に向けて	64
資料編	66
倶知安町障害者施策推進協議会条例.....	66
倶知安町障害者施策推進委員会委員.....	68
策定経過.....	69

「障がい」のひらがな表記について

この計画では、「障がい者」等の「がい」の字の表記について、字のマイナス印象に配慮するとともに、障がい者等の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、法令で定められた用語や固有名詞、医学・学術用語等はこれまでどおり「害」の字を使用しますので、本文中では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和4年12月10日に成立し、令和6年4月1日に施行される障害者総合支援法等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が掲げられています。

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）」等が盛り込まれています。

本町においては、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、平成30年3月に「第3次俱知安町障がい者計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

このたび、同計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取組に加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「第4次俱知安町障がい者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



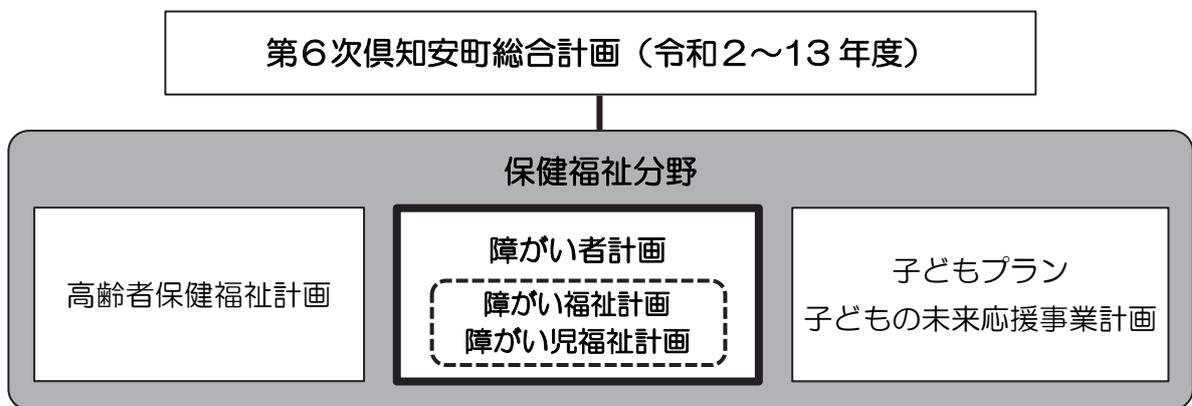
2 計画の根拠と位置付け

本計画は、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項について定めるもので、「障害者基本法」第11条に基づく「市町村障害者計画」として策定します。

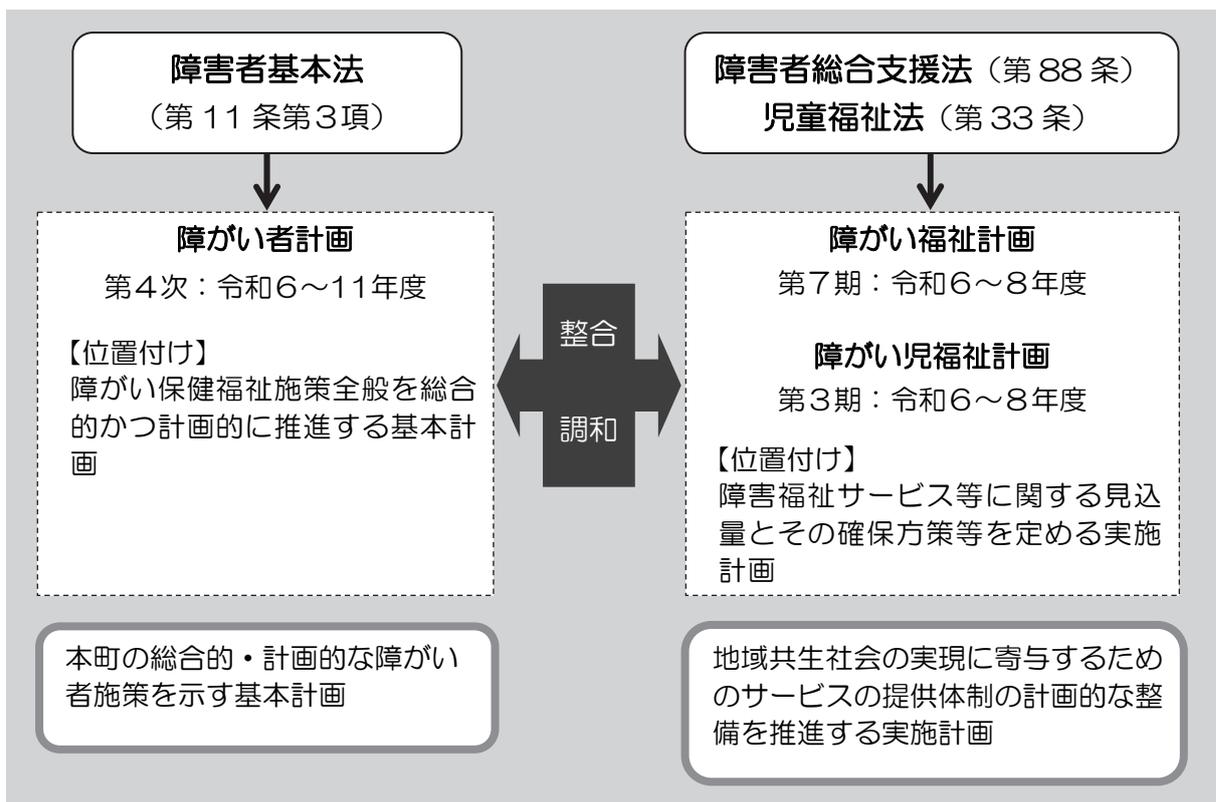
本計画は、第6次倶知安町総合計画を最上位計画とし、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮して策定します。

また、本計画は本町の最上位計画である第6次倶知安町総合計画、北海道における「第3期北海道障がい者基本計画」、及び国における「障害者基本計画（第5次計画）」と整合を図るものとします。

■障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置付け



■障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係



3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

■「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の対象期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい者計画		第3次障がい者計画					第4次障がい者計画					
障がい福祉計画	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画		第8期 障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画			第3期 障がい児福祉計画		第4期 障がい児福祉計画			

4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 北海道計画における圏域設定

保健・福祉サービスには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など市町村の区域で身近に利用されるものと、施設サービスなど複数の市町村にわたって広域的に利用されるもの、さらに、より高度・専門的なサービスなど全道的に利用されるものがあります。

保健・福祉サービスの提供体制は、これら3つの圏域（市町村圏域、広域圏域、全道域）の機能分担のもとで、重層的なネットワークを構築することが必要です。

道では、このうち、広域的に利用されるサービスの提供体制を整備するため、複数の市町村からなる圏域を「障がい保健福祉圏域」として設定しています。

なお、この圏域は、新・北海道保健医療福祉計画における第二次保健医療福祉圏域と同様、本道を21に区分しています。

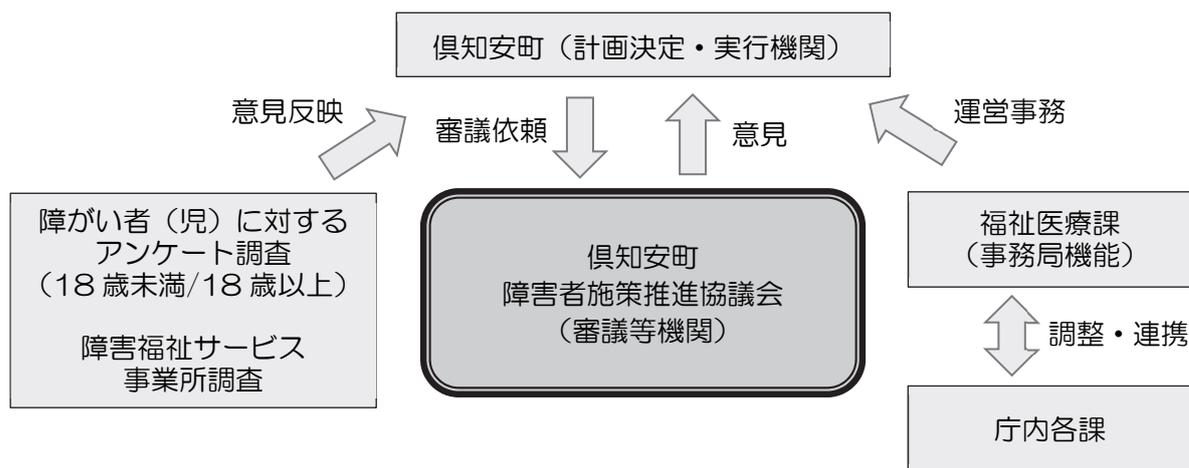
本町は、後志総合振興局管内の市町村で構成される「後志障がい保健福祉圏域」に位置付けられています。

6 計画の策定体制

(1) 倶知安町障害者施策推進協議会の設置

本計画の策定においては、倶知安町障害者施策推進協議会で計画書の審議を行うとともに、主管課である福祉医療課のほか、庁内関係課との密接な連携を図りながら策定を行いました。

■計画策定体制



(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の実態及びニーズの把握、障害福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がいのある子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

併せて、町内で障害福祉サービスを提供している事業所を対象に、事業所の現状と課題及び町への要望事項等について把握するためのアンケートを実施しました。

■アンケート調査の概要

	障がい者 アンケート調査	障がい児 アンケート調査	障害福祉サービス 事業所調査
対象者	町内に在住で18歳以上の障害者手帳所持者及び精神通院医療受給者	町内に在住で18歳未満の障害者手帳所持者又は障害児福祉サービス利用者の保護者	町内で障害福祉サービスを提供している事業所
調査時期	令和5年8月		令和5年10月～11月
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）		メールによる 配布・回収
配布数	706票	81票	14票
有効回収数	264票	35票	14票
有効回収率	37.4%	43.2%	100.0%

■障がい者アンケート調査の障がい種類別の回収結果

障がい種類	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手 帳所持者及び 精神通院医療受給者
配布数	480票	50票	176票
有効回収数	177票	18票	77票
有効回収率	36.9%	36.0%	43.8%

※重複障がいの方がいるため、有効回収数の合計は全体の有効回収数と一致しません

7 障がいをめぐる制度改正等の状況

(1) 近年の法改正の主な流れ

国においては、国連で採択された「障害者権利条約」に署名したことから、その条約締結に向け、障害者基本法の改正（平成23年8月）、障害者総合支援法の成立（平成24年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）など、障がいのある人のための様々な制度改革が行われました。

これら国内法の整備の充実がなされたことから、平成26年1月に「障害者権利条約」を批准し、以降は具体的に、障がいのある人の権利を保障する取組やサービスの拡充が進められてきました。

■近年の法改正の主な流れ

年次	国の主な動き
平成18（2006）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の施行 ・国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19（2007）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約に署名
平成20（2008）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約が発効
平成21（2009）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者制度改革推進会議
平成22（2010）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法違反訴訟の原告団・弁護士と厚生労働省が基本合意文書を取り交わし、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が成立
平成23（2011）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の改正
平成24（2012）年	<ul style="list-style-type: none"> ・改正児童福祉法の施行 ・障害者虐待防止法の施行
平成25（2013）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法の施行 ・障害者優先調達推進法の施行
平成26（2014）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約の批准 ・障害者権利条約の締結、日本において発効
平成27（2015）年	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行 ・障害者雇用促進法一部施行
平成29（2017）年	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護職員の処遇改善（報酬改定）
平成30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法、児童福祉法、発達障害者支援法の改正 ・障害者雇用促進法の改正 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
令和元（2019）年	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進プランの公表 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行
令和2（2020）年	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行
令和3（2021）年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行 ・医療的ケア児支援法の施行
令和4（2022）年	<ul style="list-style-type: none"> ・改正児童福祉法の可決 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の可決 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の可決

(2) 障害者総合支援法等の改正概要

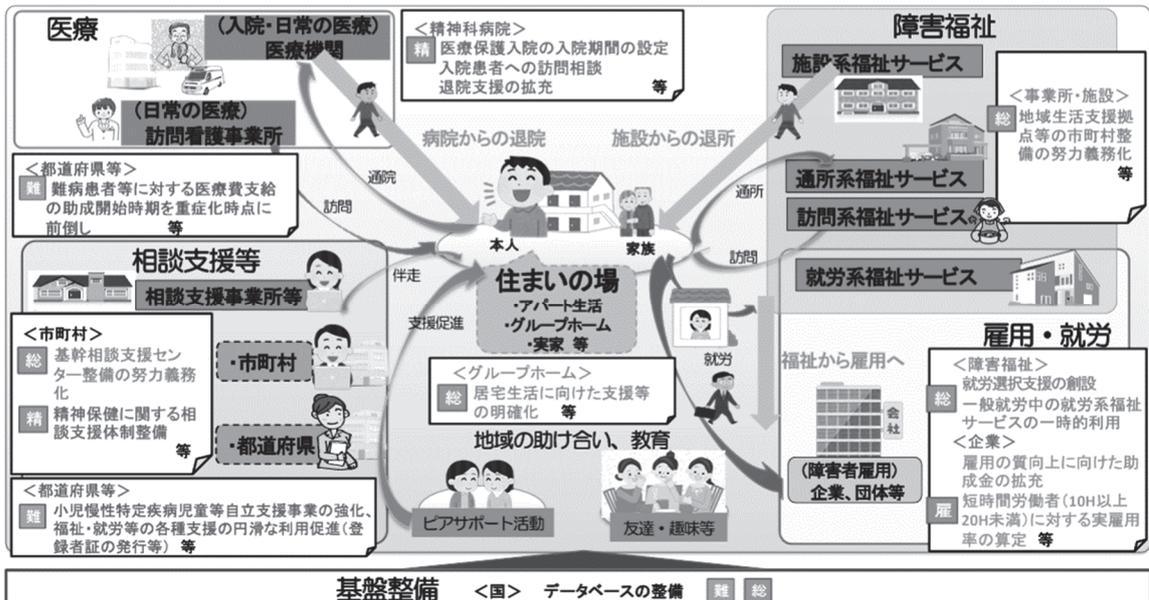
国は、障がいのある人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざしています。令和6年4月1日から施行される障害者総合支援法等の改正により、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組が進められることとなります。

障害者総合支援法等の改正概要

障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築をめざす。このため、本人の希望に応じて、以下の取組を推進します。

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実
(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係)
- ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上
(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係)
- ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備
(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係)

■障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）



[出典] 厚生労働省資料

第2章 障がいのある人の状況

1 障がいのある人等の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成30年の859人から減少傾向が続いており、令和5年は767人となっています。

障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成30年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は令和2年から増加傾向、精神障がい者は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

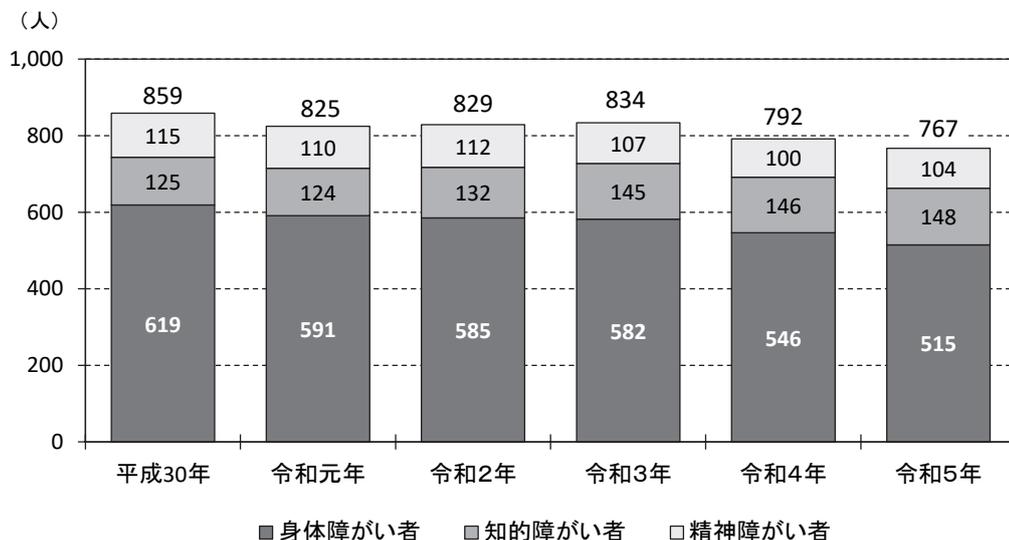
■障がいのある人の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	859	825	829	834	792	767
身体障がい者	619	591	585	582	546	515
18歳未満	7	8	9	8	9	9
18歳以上	612	583	576	574	537	506
知的障がい者	125	124	132	145	146	148
18歳未満	24	24	29	30	29	31
18～64歳	83	84	86	98	100	99
65歳以上	18	16	17	17	17	18
精神障がい者	115	110	112	107	100	104
18～64歳	93	88	73	82	75	78
65歳以上	22	22	39	25	25	26

※各年4月1日現在

[出典] 倶知安町福祉医療課



(2) 身体障がい者の状況

① 部位別の推移

身体障害者手帳所持者数を部位別で見ると、肢体不自由が約60%で大きな割合を占めています。

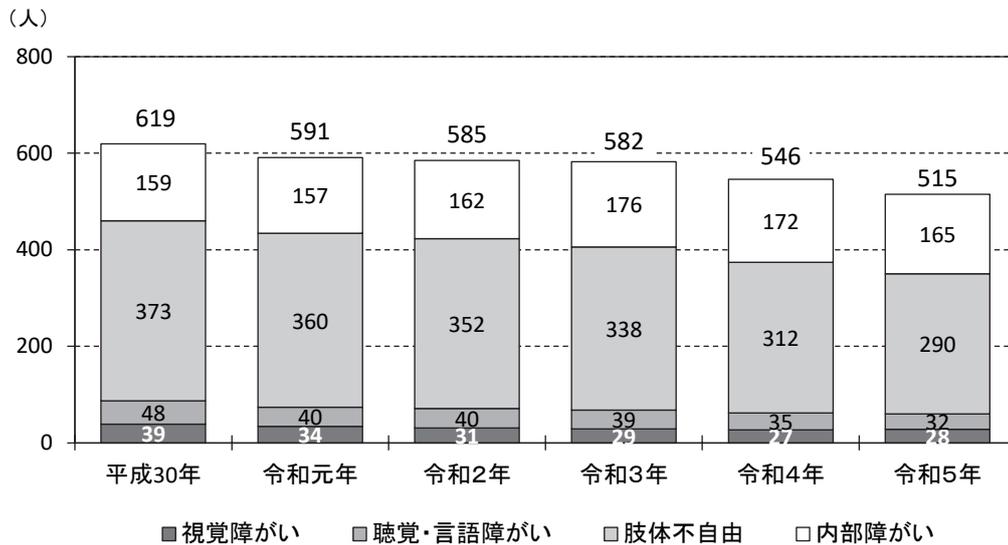
部位別の人数はおおむね減少傾向となっていますが、内部障がいは平成30年から横ばいに推移しています。

■ 身体障害者手帳所持者（部位別）の推移

(単位：人、カッコ内は全体に占める構成比)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	39 (6.3)	34 (5.8)	31 (5.3)	29 (5.0)	27 (4.9)	28 (5.4)
聴覚・言語障がい	48 (7.8)	40 (6.8)	40 (6.8)	39 (6.7)	35 (6.4)	32 (6.2)
肢体不自由	373 (60.3)	360 (60.9)	352 (60.2)	338 (58.1)	312 (57.1)	290 (56.3)
内部障がい	159 (25.7)	157 (26.6)	162 (27.7)	176 (30.2)	172 (31.5)	165 (32.0)
総 数	619 (100.0)	591 (100.0)	585 (100.0)	582 (100.0)	546 (100.0)	515 (100.0)

※各年4月1日現在
[出典] 俱知安町福祉医療課



②等級別の推移

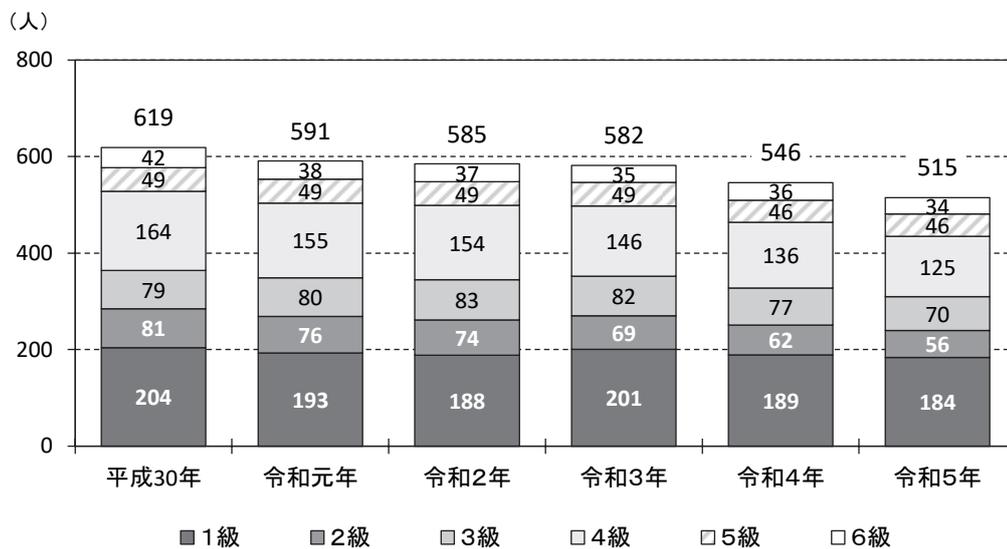
身体障害者手帳所持者数を等級別で見ると、「1級」が最も多く、令和5年は184人で全体の35.7%を占めています。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

(単位：人、カッコ内は全体に占める構成比)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1 級	204 (32.9)	193 (32.7)	188 (32.2)	201 (34.5)	189 (34.6)	184 (35.7)
2 級	81 (13.1)	76 (12.9)	74 (12.6)	69 (11.9)	62 (11.4)	56 (10.9)
3 級	79 (12.8)	80 (13.5)	83 (14.2)	82 (14.1)	77 (14.1)	70 (13.6)
4 級	164 (26.5)	155 (26.2)	154 (26.3)	146 (25.1)	136 (24.9)	125 (24.3)
5 級	49 (7.9)	49 (8.3)	49 (8.4)	49 (8.4)	46 (8.4)	46 (8.9)
6 級	42 (6.8)	38 (6.4)	37 (6.3)	35 (6.0)	36 (6.6)	34 (6.6)
総 数	619 (100.0)	591 (100.0)	585 (100.0)	582 (100.0)	546 (100.0)	515 (100.0)

※各年4月1日現在
[出典] 俱知安町福祉医療課



(3) 知的障がい者の状況

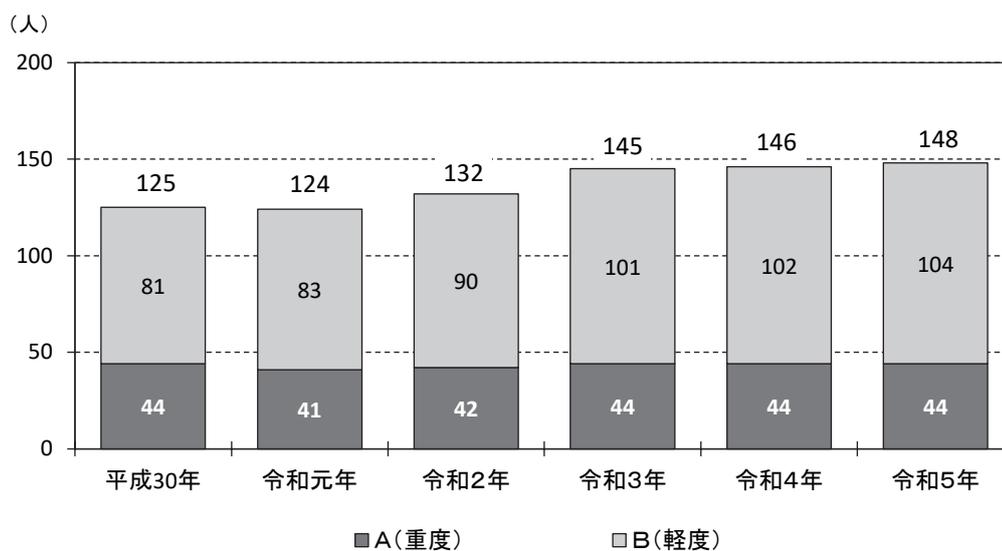
療育手帳所持者を程度別で見ると、A（重度）はおおむね横ばいに推移していますが、B（軽度）は平成30年から増加しており、令和5年は104人となっています。

■療育手帳所持者（程度別）の推移

(単位：人、カッコ内は全体に占める構成比)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
A（重度）	44 (35.2)	41 (33.1)	42 (31.8)	44 (30.3)	44 (30.1)	44 (29.7)
B（軽度）	81 (64.8)	83 (66.9)	90 (68.2)	101 (69.7)	102 (69.9)	104 (70.3)
総 数	125 (100.0)	124 (100.0)	132 (100.0)	145 (100.0)	146 (100.0)	148 (100.0)

※各年4月1日現在
[出典] 倶知安町福祉医療課



(4) 精神障がい者の状況

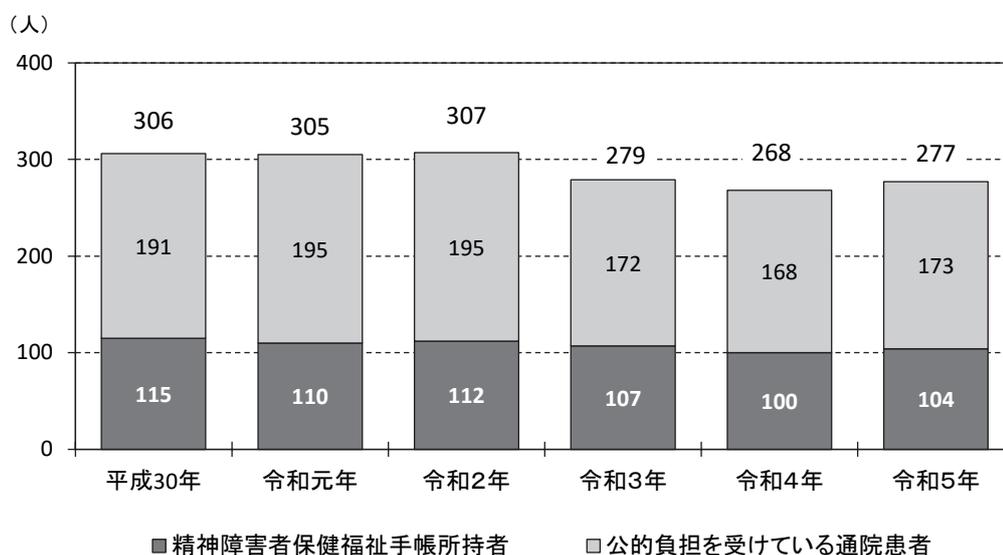
精神障害者保健福祉手帳所持者数及び公的負担を受けている通院患者数は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
精神障害者保健福祉手帳所持者	115	110	112	107	100	104
公的負担を受けている通院患者	191	195	195	172	168	173

※各年4月1日現在
[出典] 俱知安町福祉医療課



(5) 難病

難病とは、原因不明で治療方針が確立されておらず、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされており、平成25年4月から、障害者総合支援法で定める障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加わりました。

なお、対象となる方は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず、必要と認められた支援が受けられます。

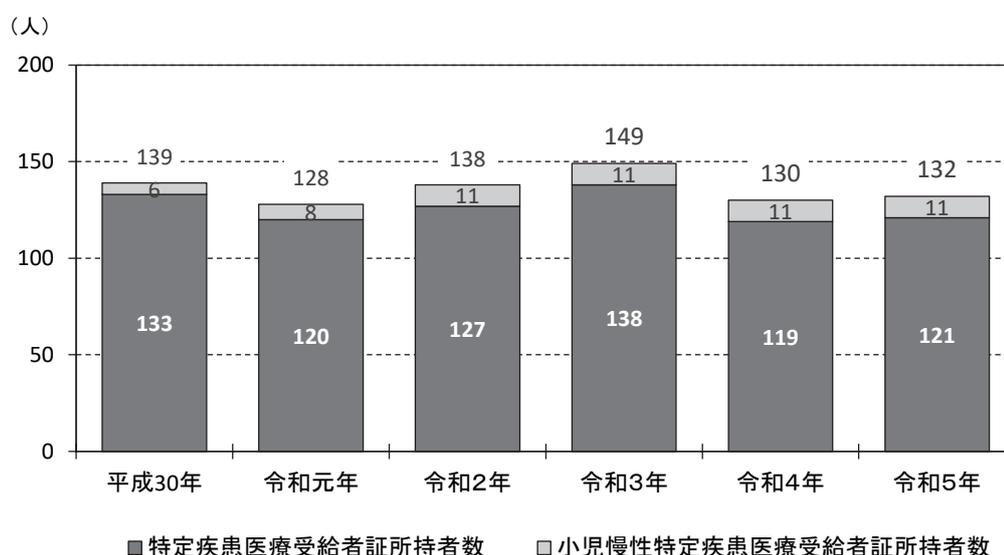
特定疾患医療受給者証所持者数は令和3年から減少傾向がみられ、小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は令和2年の11人から令和5年まで横ばいに推移しています。

■ 特定疾患医療受給者証所持者数と小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患医療受給者証所持者数	133	120	127	138	119	121
小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数	6	8	11	11	11	11

※各年4月1日現在
[出典] 倶知安保健所



(6) 特別保育及び特別支援学級等の状況

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

(単位：箇所、人)

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5
	学級数	12	13	14	13 (2)	13 (4)	11 (4)
	児童数	23	31	30	33 (77)	33 (90)	32 (98)
中学校	施設数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	4	5 (0)	4 (0)	2 (0)
	生徒数	7	10	14	13 (0)	12 (4)	13 (11)

※各年5月1日現在

※カッコ内は通級指導教室の学級数と児童生徒数。巡回指導の場合は学級数に含めていない。

[出典] 倶知安町教育委員会

■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	2	4	4	1	0	1
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	2	2	1	0	0	0
小樽高等支援学校	3	3	3	3	4	2
札幌視覚支援学校	1	1	1	0	0	0
札幌高等養護学校	0	0	0	1	1	0

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

■特別支援教育支援員の配置状況の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 校	10	13	11	13	9	9
中 学 校	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

(7) 羊蹄山ろく相談支援センターの状況

羊蹄山ろく相談支援センターにおける相談支援や支援内容の状況は下記とおりです。

相談支援利用者の実人数は減少傾向にあります。支援件数は増加傾向にあり、生活技術に関する支援の件数の伸びが顕著になっています。

■相談支援利用者等の推移（実人数）

（単位：人）

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
障 が い の あ る 人	身体障がい	14	11	10	10	9
	重症心身障がい	2	2	2	2	2
	知的障がい	30	25	26	25	23
	精神障がい	43	35	31	32	30
	発達障がい	4	3	3	2	2
	高次脳機能障がい	0	0	0	0	0
	その他	8	7	5	7	7
	小 計	101	83	77	78	73
障 が い の あ る 子 ど も	身体障がい	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	0	0	0	0	0
	知的障がい	6	2	5	3	2
	精神障がい	0	0	0	0	0
	発達障がい	15	13	11	11	10
	高次脳機能障がい	0	0	0	0	0
	その他	6	6	8	8	7
	小 計	27	21	24	22	19
合 計	128	104	101	100	92	

■支援方法の推移

（単位：件）

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
訪問	429	362	354	401	463
来所相談	50	31	44	22	45
同行	34	16	13	13	44
電話等相談	314	290	356	331	401
個別支援会議	106	105	105	91	118
関係機関	194	136	44	19	31
その他	0	0	0	0	0
合 計	1,127	940	916	877	1,102

■支援内容別支援件数の推移

(単位：件)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
福祉サービスの利用等に関する支援	835	725	775	736	673
障がいや病状の理解に関する支援	0	0	4	9	1
健康・医療に関する支援	177	92	120	148	264
不安の解消・情緒安定に関する支援	71	19	6	43	41
保育・教育に関する支援	10	2	11	7	16
家族関係・人間関係に関する支援	39	17	1	10	50
家計・経済に関する支援	29	9	7	30	62
生活技術に関する支援	117	150	132	238	327
就労に関する支援	40	41	92	109	73
社会参加・余暇活動に関する支援	40	43	4	10	4
権利擁護に関する支援	3	0	0	0	3
その他	59	84	17	28	62
合 計	1,420	1,182	1,169	1,368	1,576



2 障がいのある人を取り巻く環境

(1) サービス事業者一覧表

●居宅サービス事業所

サービス内容	事業所名	備考
居宅介護	倶知安町社会福祉協議会	
居宅介護、移動支援、行動援護、同行援護、重度訪問介護	居宅サービスステーション あらた	令和5年10月末現在、行動援護、同行援護は休止中

●通所サービス事業所

サービス内容	事業所名	定員	備考
自立訓練（生活訓練）	ワークステーション輝	6	
就労継続支援B型	羊蹄セルブ	40	
	人と人をつなぐ 陽だまり	20	
	障がい者就労支援事業所 ワークショップようてい	20	
	ワークステーション輝	14	
	愛和の里きもべつ（メープル）	15	
児童発達支援	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	
放課後等デイサービス	羊蹄山ろく発達支援センター とまと	10	
	児童ちゃれんじサポート さやえんどう	10	

●相談支援事業所

サービス内容	事業所名	備考
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	羊蹄山ろく相談支援センター	

●地域活動支援センター

サービス内容	事業所名	定員	備考
地域活動支援センター	地域活動支援センター「夢の匠」	10	

●グループホーム

事業所名	住居名	定員	備考
グループホームよろこび	グループホームここに（精神）	4	
	グループホームよろこび（精神）	6	
	グループホームまどか（精神）	4	
	グループホームえがお（精神）	4	
	グループホームしずく（精神）	4	
つくしホーム	そら・かぜ（共生型・身体・精神・知的）	10	
	ゆめ（身体・精神・知的）	5	
くら～す	あゆむ（知的）	4	
	のぞみ（知的）	4	
	北斗（知的）	6	

●福祉ホーム

サービス内容	事業所名	定数	備考
福祉ホーム	羊蹄	10	

●社会福祉生活支援施設ハウス

サービス内容	事業所名	定数	備考
社会福祉生活支援施設ハウス	「和」なごみ	2	職員配置の関係で現在は受け入れが難しい状況

（２）当事者団体・ボランティア団体の活動状況

俱知安町社会福祉協議会にボランティア登録している団体が15団体ありますが、そのうち、障がいのある人のために活動しているのは1団体です。

それぞれの会の目的に沿って活動していますが、俱知安町社会福祉大会には、多くのボランティア団体が参加してこのイベントを盛り上げています。

その他、当事者団体として地域活動支援センター「夢の匠」を会場に、後志地域の方を対象とした羊蹄断酒会が開催されています。

令和5年3月末現在、当事者団体及びボランティア団体の活動状況は次の表のとおりです。

団体名	主な活動内容
俱知安手話サークル	手話技術によるろうあ者世帯の援助活動 手話講習会開催によるろうあ者福祉活動
羊蹄断酒会	酒害に悩む方やその家族への支援活動

(3) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設におけるバリアフリー化の状況は次のとおりです。

■公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	屋外			屋内			
	障がい者用 駐車場	スロープ (出入口)	手すり (外階段)	車椅子	障がい者 対応トイレ	エレベーター	手すり (内階段)
保健福祉会館	×	△	○	○	○	—	—
老人生きがいセンター	×	×	×	×	×	—	—
役場	○	—	—	○	○	○	○
俱知安斎場	○	—	—	×	○	—	—
雪んこ館	×	○	○	×	○	—	—
サンスポーツランド	×	○	×	×	○	—	—
後志労働福祉センター	×	○	×	×	×	×	○
中小企業センター	×	○	×	×	○	×	○
俱知安保育所ぬくぬく 子育て支援センター	○	—	—	×	○	—	—
北児童館	×	×	×	×	×	×	○
南児童館	×	×	×	×	×	×	○
発達支援センター	×	×	○	×	×	—	—
俱知安小学校	×	○	×	○	○	×	○
北陽小学校	○	○	×	×	○	○	○
東小学校	×	○	×	×	×	×	○
西小学校	×	×	×	×	×	×	○
西小樺山分校	×	×	×	×	×	—	—
俱知安中学校	○	○	○	○	○	○	○
学校給食センター	○	○	○	×	○	×	○
文化福祉センター	×	×	○	○	○	×	○
世代交流センター	×	×	×	×	×	×	○
絵本館	×	×	○	×	×	×	○
小川原脩記念美術館	○	—	—	○	○	—	—
俱知安風土館	○	○	○	○	○	△	○
総合体育館	×	×	×	○	○	×	○
ソフトボール球場管理棟	○	○	○	○	○	—	—
町営球場管理センター	×	×	×	×	×	—	—
パークゴルフ場管理棟	×	×	○	×	△	—	—
旧東陵中体育館	×	○	×	×	△	—	—

[凡例] ○：障がい者対応、×：対応、△：一部対応ないし他の代替手段あり、—：施設・高低差なし
※令和5年4月1日現在

3 障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
居宅介護	ホームヘルパーサービスの支給が必要とされた人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数（人/月）	26	25	16
	利用時間数（時間/月）	80	78	48

※町内事業所の利用実績
 ※利用時間数は月あたりの合計時間



(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関における機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象として、病院を退院若しくは盲・ろう養護学校を卒業した後、地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の向上のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人を対象として、病院や施設を退院、退所した人、養護学校を卒業した人に対し、地域生活を営む上で必要な社会的リハビリテーションを行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談支援等を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労定着支援【新設】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療及び常時介護を必要とする障がいのある人に対し、主に昼間に病院や施設で、機能訓練・療養上の管理・看護・日常生活上の世話等を行います。
短期入所（福祉型）	病院、診療所、介護老人保護施設において、短期間、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
短期入所（医療型）	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、対象となる障がいのある人等に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）	1	1	0
	利用日数（人日/月）	14	5	0
就労移行支援	利用者数（人/月）	6	3	0
	利用日数（人日/月）	60	13	0
就労継続支援B型	利用者数（人/月）	149	150	148
	利用日数（人日/月）	1,995	1,915	2,070

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）
※利用日数は月あたりの合計日数の平均値

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に対して、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、その人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に対し、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービス提供も行います。
施設入所支援	常時介護を要する障がいのある人に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	62	63	60
精神障がい者の利用		20	21	20

※町内事業所の利用実績(町外の支給決定分を含む)
※月あたりの平均利用人数

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
計画相談支援	支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	非常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人/月)	68	63	65
地域移行支援		0	1	1
精神障がい者の利用		0	1	1
地域定着支援		0	0	0
精神障がい者の利用		0	0	0

※町内事業所の利用実績(町外の支給決定分を含む)

(5) 障害児通所支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の取得、集団生活への適応訓練などの支援・治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や、土日祝日などの学校休業日、夏休み、冬休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を行うことにより、障がいのある子どもの自立促進、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり外出が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	46	33	35
	利用日数（人日/月）	83	83	78
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	85	86	80
	利用日数（人日/月）	202	192	178

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）

(6) 障害児相談支援

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【町内事業所サービス利用実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	23	20	20

※町内事業所の利用実績（町外の支給決定分を含む）

(7) 地域生活支援事業

① 必須事業

【サービス概要】

事業名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人とそのご家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、専門機関の紹介（社会資源の活用）、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
成年後見制度利用支援事業	自らの判断で成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成し、制度を利用できるよう援助します。また、法人後見の研修等を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人（聴覚障がいのある人）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具等を給付し、日常生活の利便を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動について、ヘルパーによる介護支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供（各種講座やプログラムの実施）、相談支援事業、ボランティア育成や就労支援、障がい理解の普及・啓発（講演会開催等）、地域交流等を行います。

【事業の実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(3) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	4	2	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人)	2	2	2
②手話通訳者設置事業	実利用者数(人)	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	件数	3	0	0
②自立生活支援用具	件数	2	0	0
③在宅療養等支援用具	件数	0	3	1
④情報・意思疎通支援用具	件数	4	1	1
⑤排泄管理支援用具	件数	390	365	360
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件数	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数(人)	0	0	0
(9) 移動支援事業	実利用者数(人)	15	13	16
	利用時間数(時間)	392.5	369.0	450.0
(10) 地域活動支援センター事業				
①自市町村所在分	実施箇所数	1	1	1
	実利用者数(人)	12	9	12
②他市町村所在分	実施箇所数	0	0	0

②任意事業

【サービス概要】

サービス名称	サービスの概要
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がいのある人につき、低額な料金で、居室その他の設備を提供します。
更生訓練費給付事業	施設に入所又は通所し、社会復帰の訓練を受けている障がいのある人に対し、更生訓練費を支給します。
ボランティア活動支援事業	精神障がいのある人に対するボランティア活動を支援します。
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。
自動車改造費助成事業	障がいのある人が、自ら運転し通勤・通学・通院等をするための自動車を改造する費用を助成します。

【事業の実績】

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム事業	利用者数（人）	8	8	8
更生訓練費給付事業	給付人数（人）	0	0	0
ボランティア活動支援事業	実施数（回/年）	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数（人）	2	2	1
	利用日数（回/年）	73	42	23
自動車改造費助成事業	利用者数（人）	0	0	1

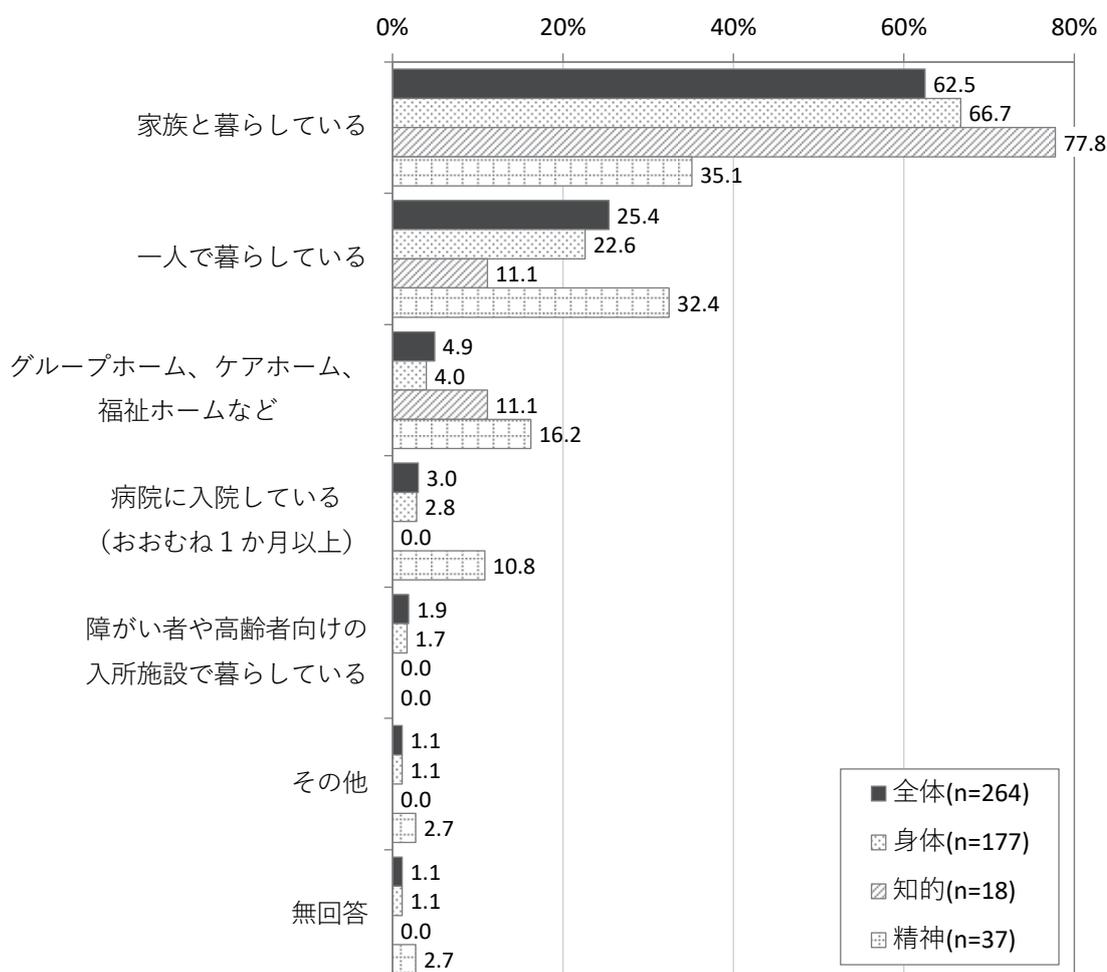
4 アンケート調査結果

(1) 障がい者アンケート調査の結果概要

①現在の暮らしの状況

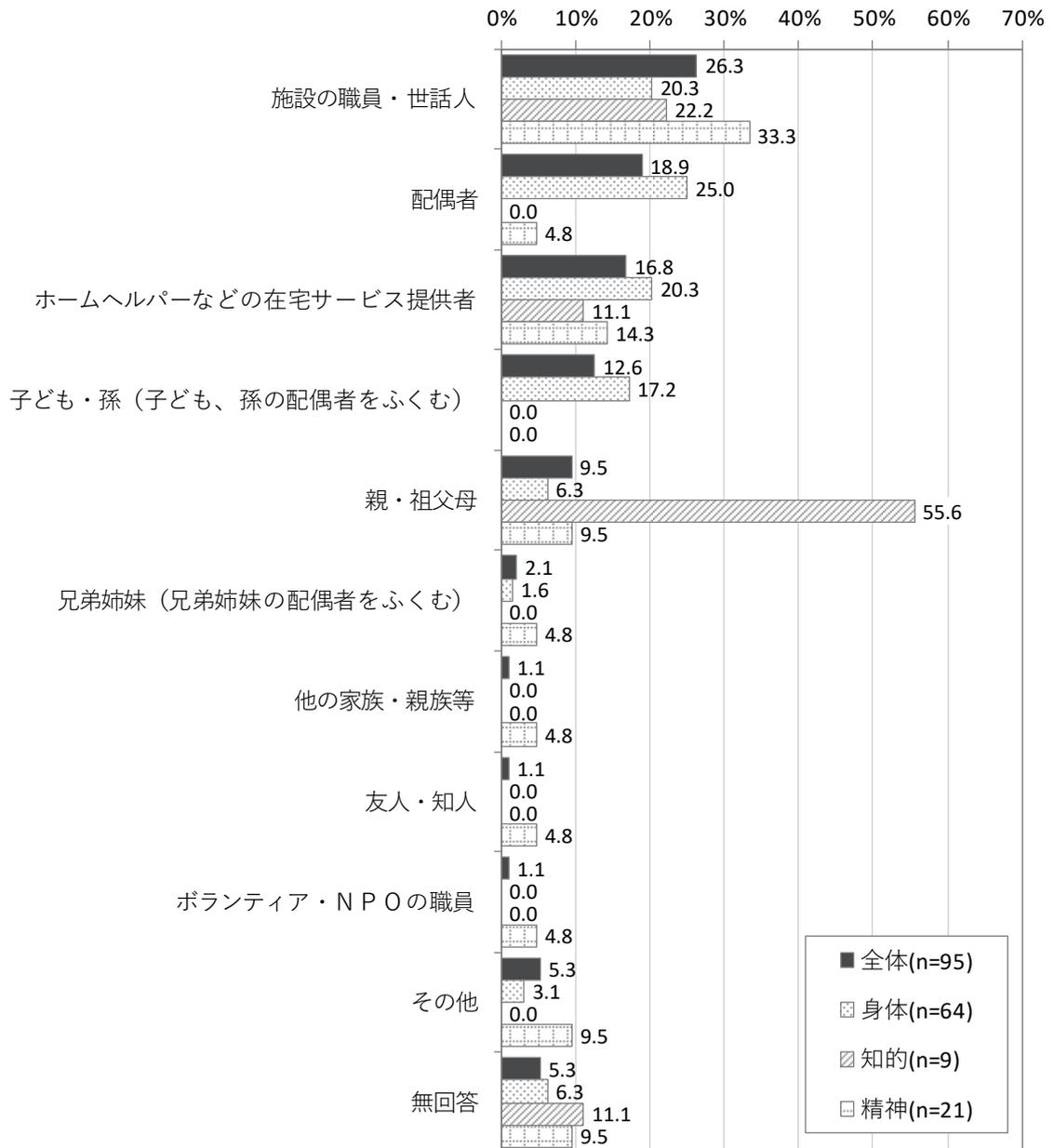
全体でみると、「家族と暮らしている」が62.5%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」(25.4%)が続いています。

障がい種類別でみると、身体障がい及び知的障がいは「家族と暮らしている」が65%を超え最も多く、精神障がいは「家族と暮らしている」「一人で暮らしている」がともに約35%となっています。



②主に介護・支援をしている人（介護や支援を受けている方のみ）

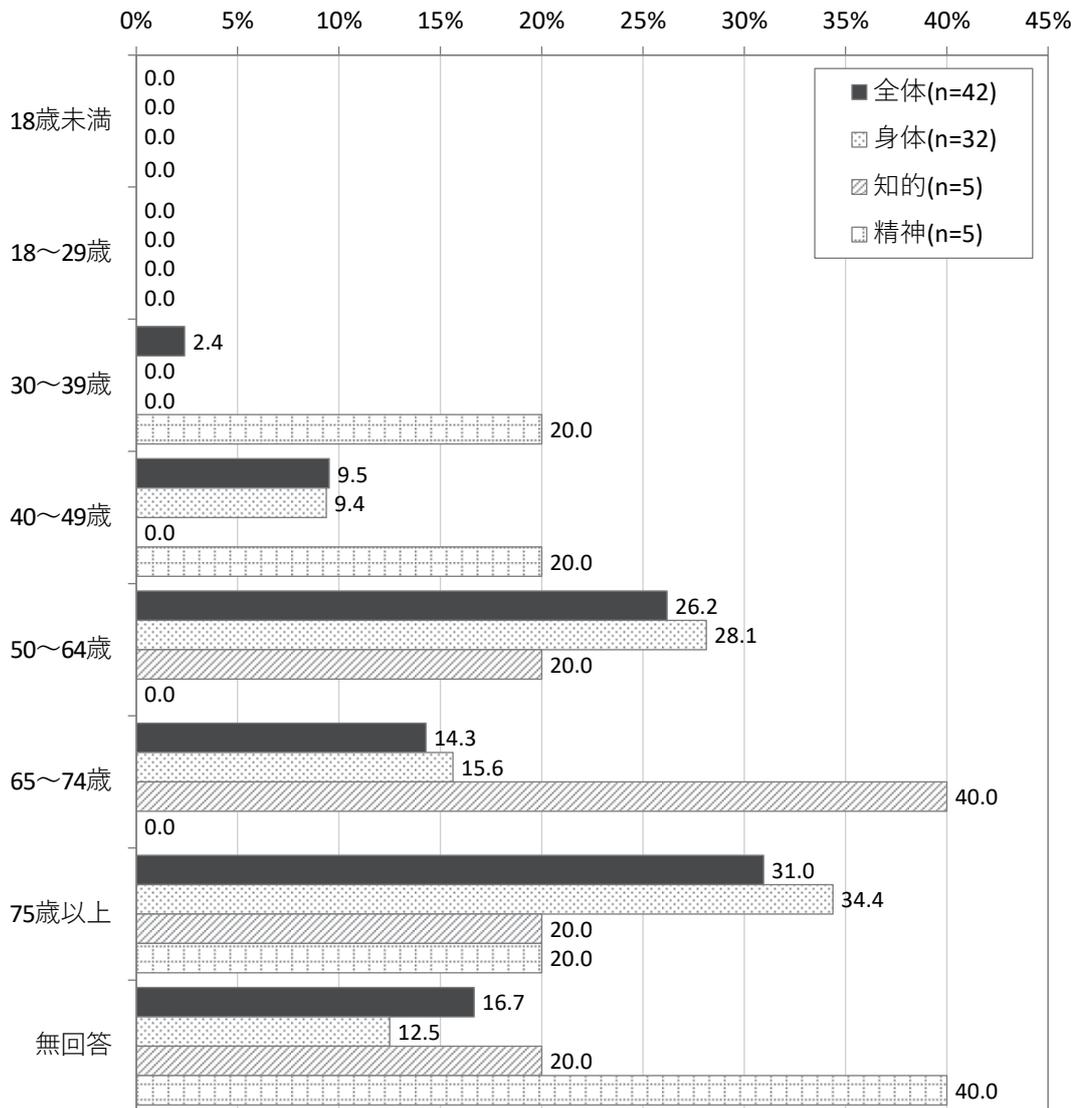
全体でみると、「施設の職員・世話人」が26.3%で最も多く、次いで「配偶者」（18.9%）、「ホームヘルパーなどの在宅サービス提供者」（16.8%）が続いています。
 障がい種類別でみると、身体障がいは「配偶者」（25.0%）、知的障がいは「親・祖父母」（55.6%）、精神障がいは「施設の職員・世話人」（33.3%）がそれぞれ最も多くなっています。



③主に介護・支援をしている人の年齢（介護や支援を受けている方のみ）

全体でみると、「75歳以上」が31.0%で最も多く、次いで「50～64歳」（26.2%）、「65～74歳」（14.3%）が続いています。

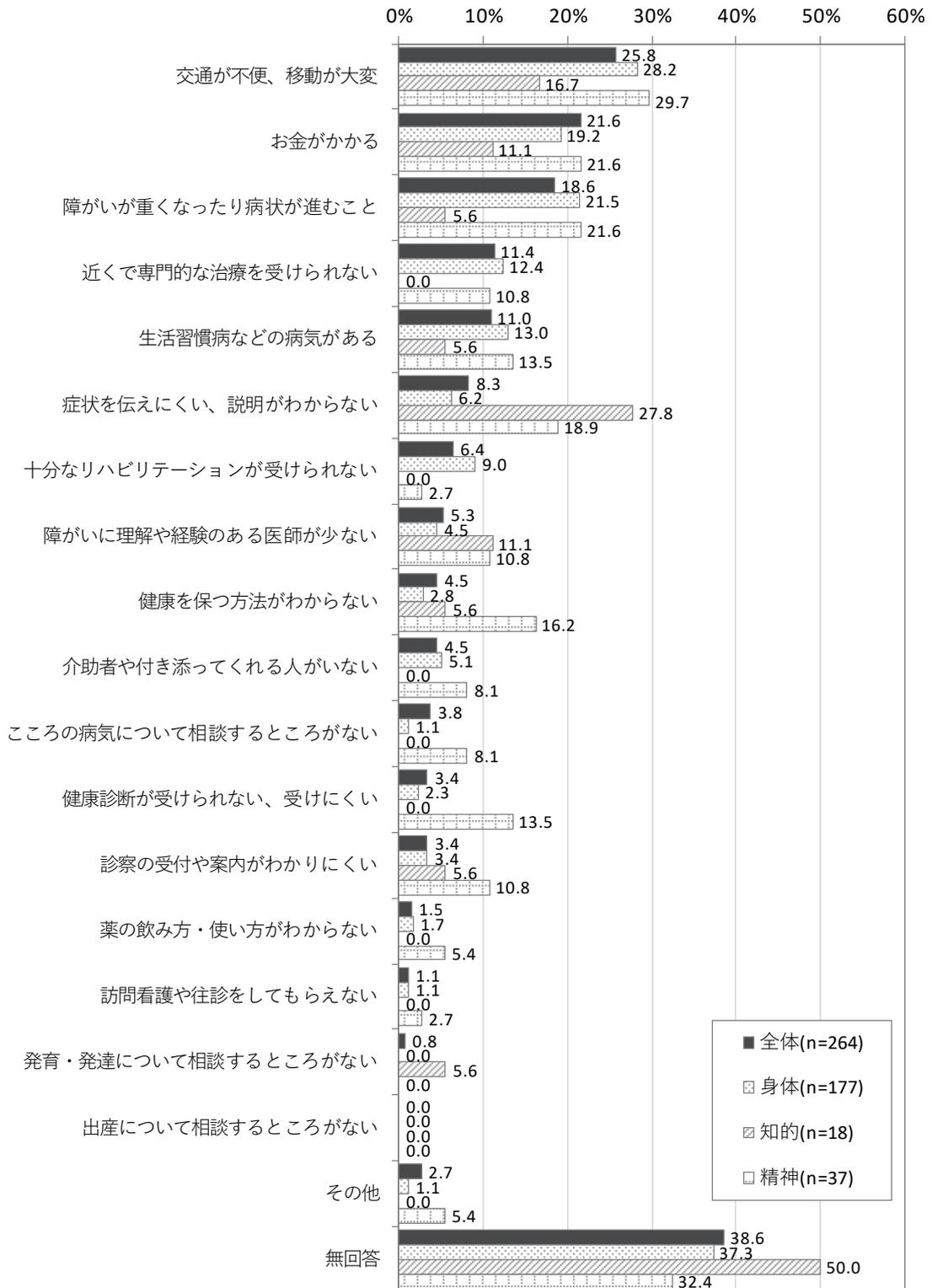
障がい種類別でみると、身体障がいは「75歳以上」（34.4%）、知的障がいは「65～74歳」（40.0%）、精神障がいは「30～39歳」「40～49歳」「75歳以上」（それぞれ20.0%）が最も多くなっています。



④保健・医療面で困っていること

全体でみると、「交通が不便、移動が大変」(25.8%)、「お金がかかる」(21.6%)、「障がいが重くなったり病状が進むこと」(18.6%)が多くなっています。

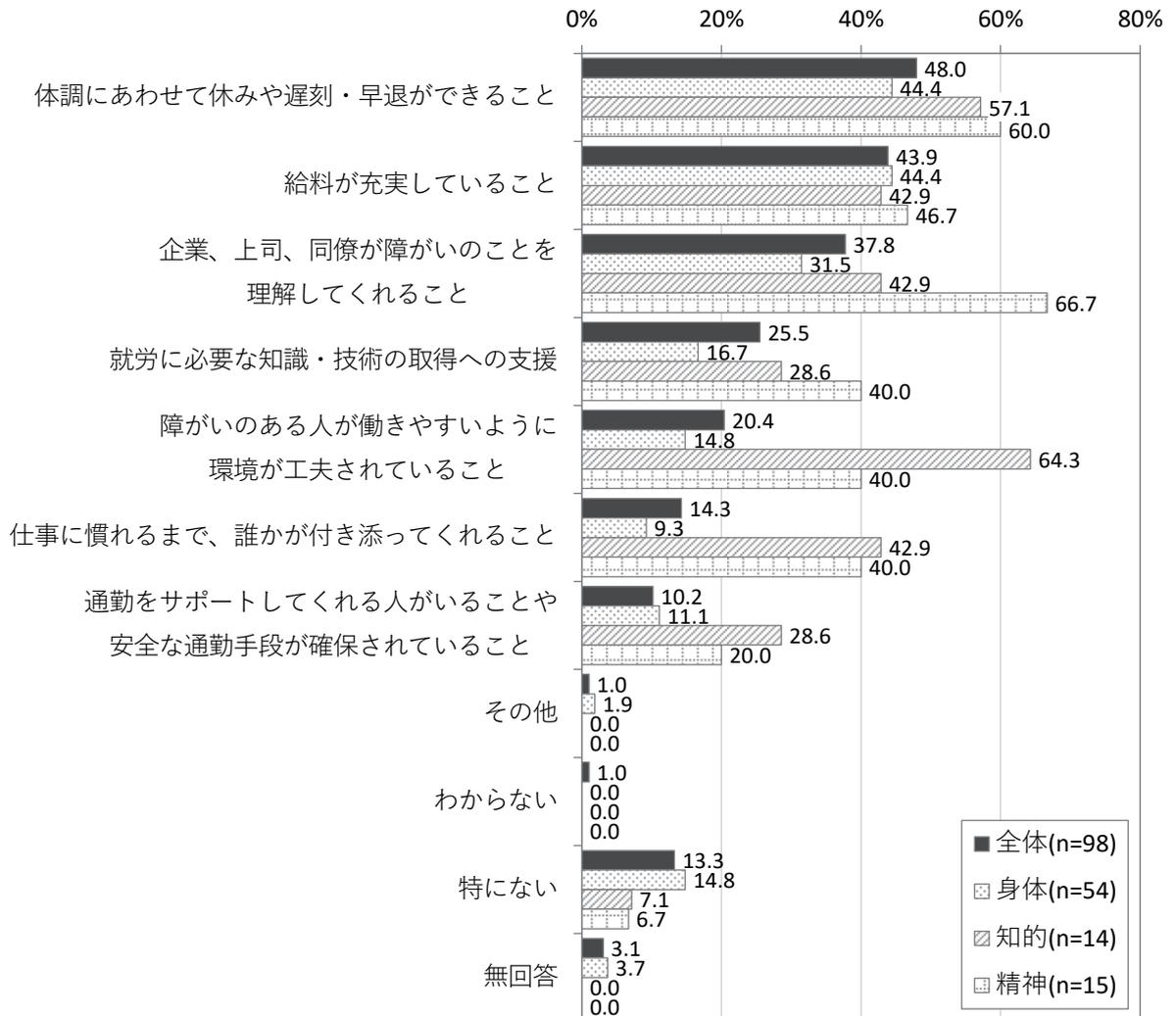
障がい種類別でみると、身体障がい及び精神障がいは「交通が不便、移動が大変」(約30%)、知的障がいは「症状を伝えにくい、説明がわからない」(27.8%)がそれぞれ最も多くなっています。



⑤障がいのある人が働くために必要なこと（現在働いている方のみ）

全体でみると、「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」（48.0%）、「給料が充実していること」（43.9%）、「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」（37.8%）が多くなっています。

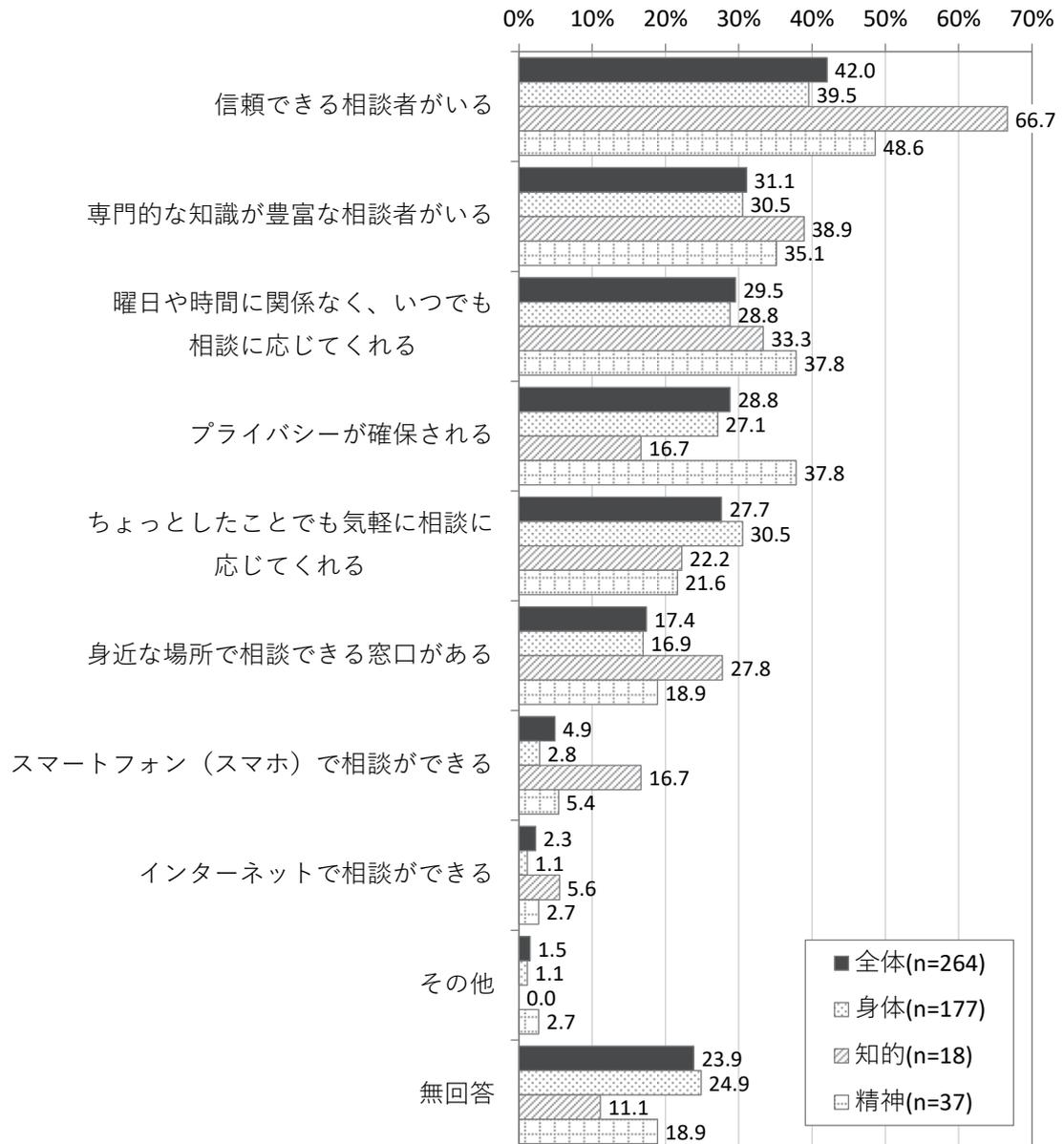
障がい種類別でみると、身体障がいは「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」「給料が充実していること」（ともに44.4%）、知的障がいは「障がいのある人が働きやすいように環境が工夫されていること」（64.3%）、精神障がいは「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」（66.7%）がそれぞれ最も多くなっています。



⑥相談しやすい環境

全体でみると、「信頼できる相談者がいる」(42.0%)、「専門的な知識が豊富な相談者がいる」(31.1%)、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」(29.5%)が多くなっています。

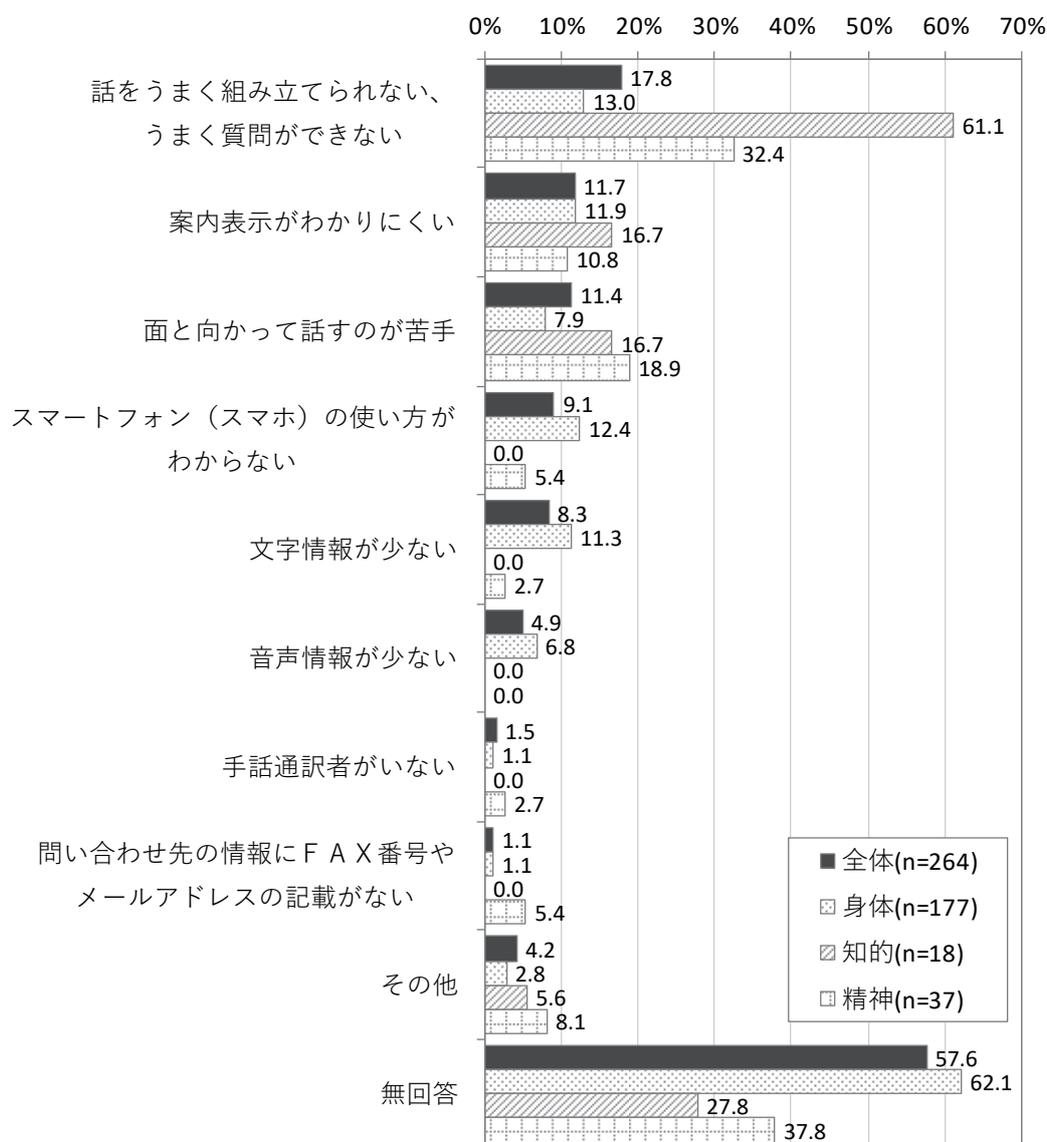
障がい種類別でみると、いずれの障がいも「信頼できる相談者がいる」が最も多くなっています。



⑦コミュニケーション等をとる上で困ること

全体でみると、「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」（17.8%）が最も多くなっています。

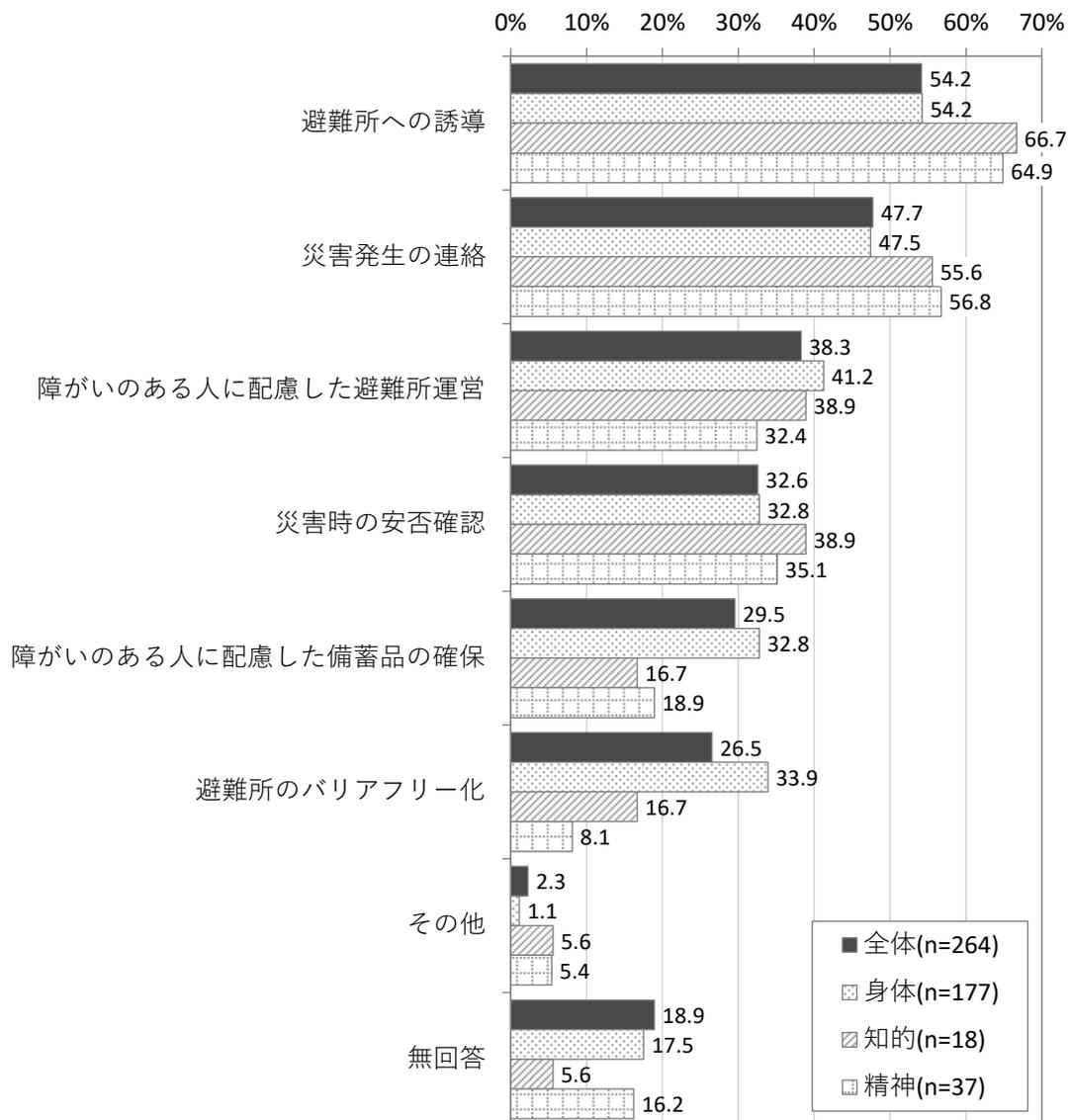
障がい種類別でみると、身体障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」「スマートフォン（スマホ）の使い方がわからない」「案内表示がわかりにくい」「文字情報が少ない」（それぞれ約13%）が多くなっています。知的障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」が61.1%を占め最も多く、精神障がいは「話をうまく組み立てられない、うまく質問ができない」（32.4%）のほか、「面と向かって話すのが苦手」（18.9%）も多くなっています。



⑧災害時に必要な支援

全体でみると、「避難所への誘導」(54.2%)、「災害発生の連絡」(47.7%)、「障がいのある人に配慮した避難所運営」(38.3%)が多くなっています。

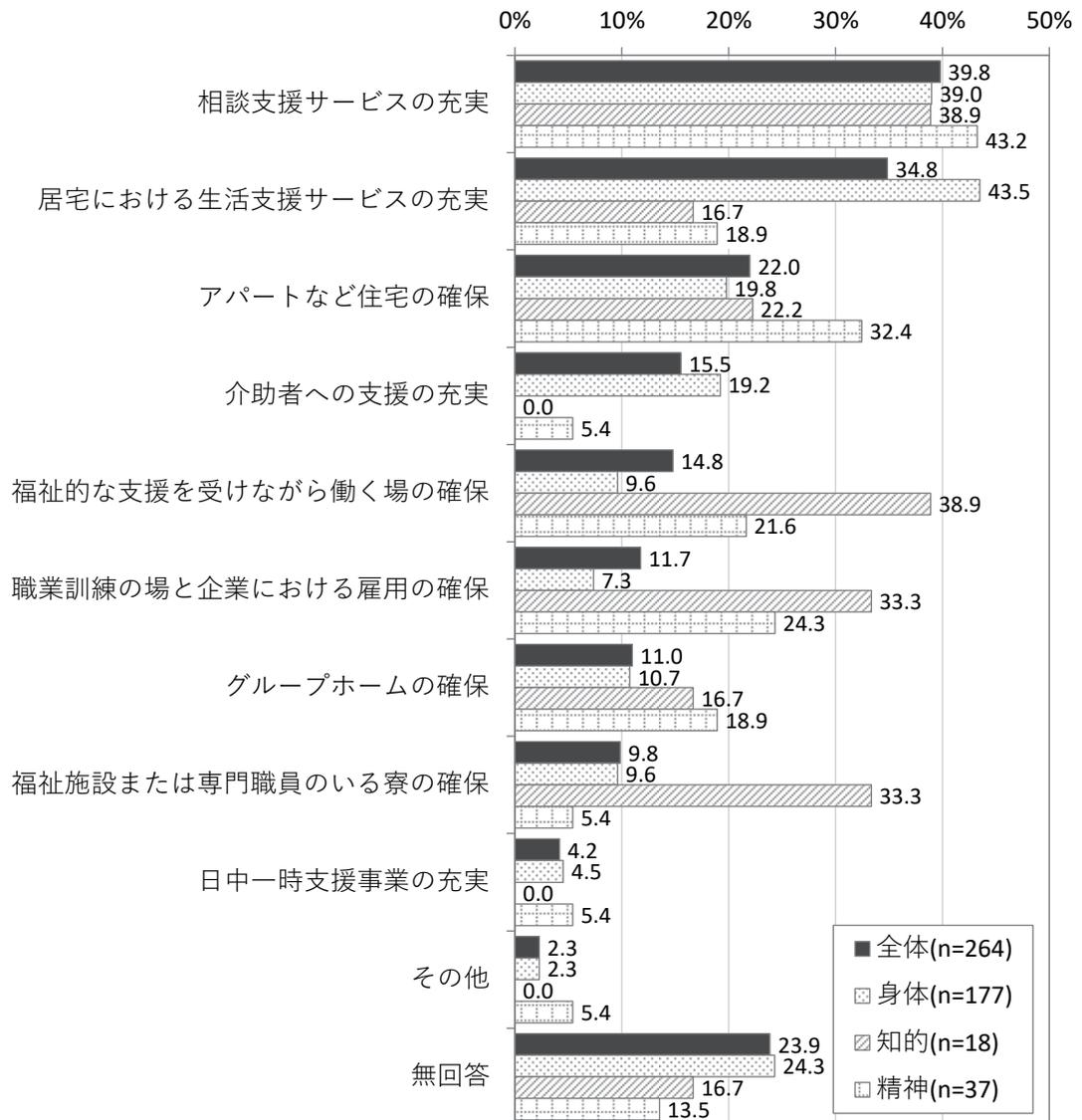
障がい種類別でみると、いずれも「避難所への誘導」が最も多く、次いで「災害発生の連絡」が続いています。



⑨在宅で生活をするために必要なこと

全体で見ると、「相談支援サービスの充実」(39.8%)、「居宅における生活支援サービスの充実」(34.8%)が多くなっています。

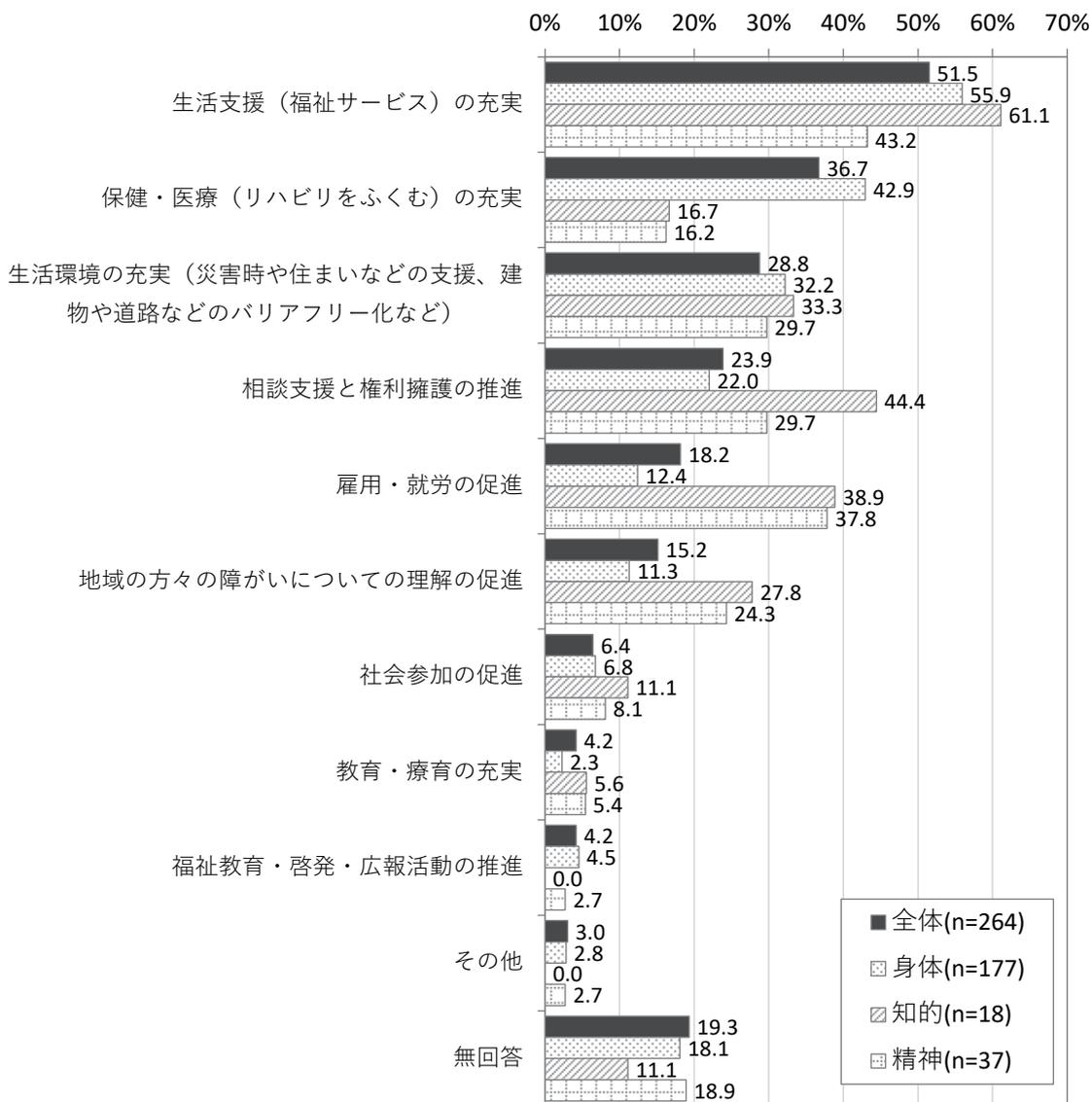
障がい種類別で見ると、身体障がいは「居宅における生活支援サービスの充実」(43.5%)、知的障がいは「相談支援サービスの充実」「福祉的な支援を受けながら働く場の確保」(ともに38.9%)、精神障がいは「相談支援サービスの充実」(43.2%)がそれぞれ最も多くなっています。



⑩暮らしやすい町になるために力を入れてほしいこと

全体でみると、「生活支援（福祉サービス）の充実」（51.5%）、「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（36.7%）が多くなっています。

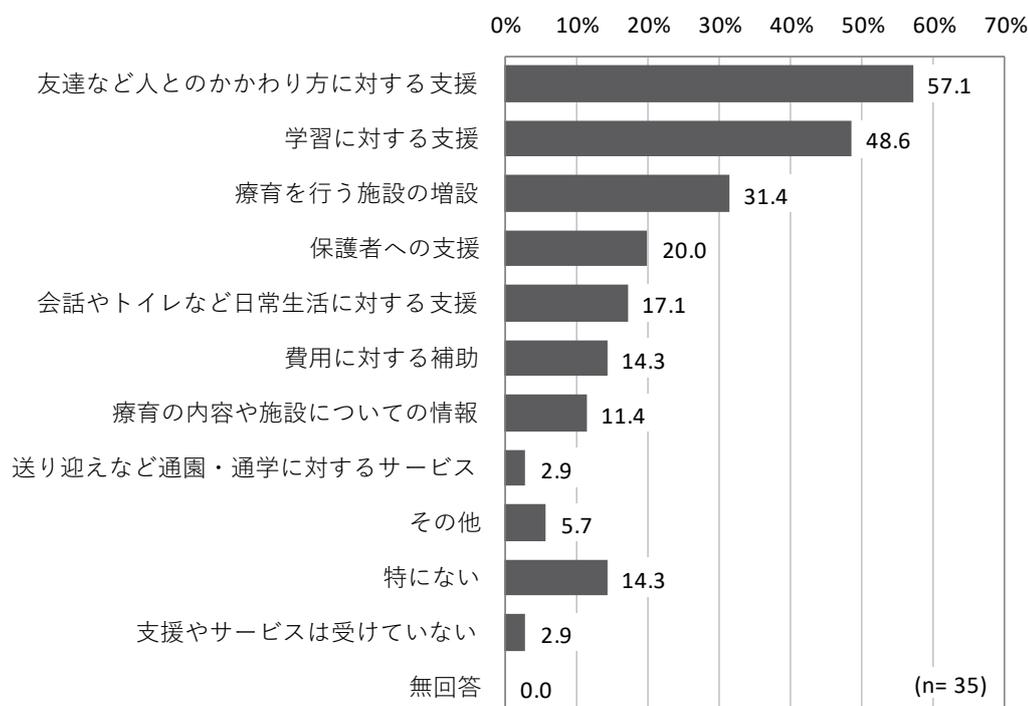
障がい種類別でみると、いずれも「生活支援（福祉サービス）の充実」が最も多く、次いで身体障がいは「保健・医療（リハビリをふくむ）の充実」（42.9%）、知的障がいは「相談支援と権利擁護の推進」（44.4%）、精神障がいは「雇用・就労の促進」（37.8%）が続いています。



(2) 障がい児アンケート調査の結果概要

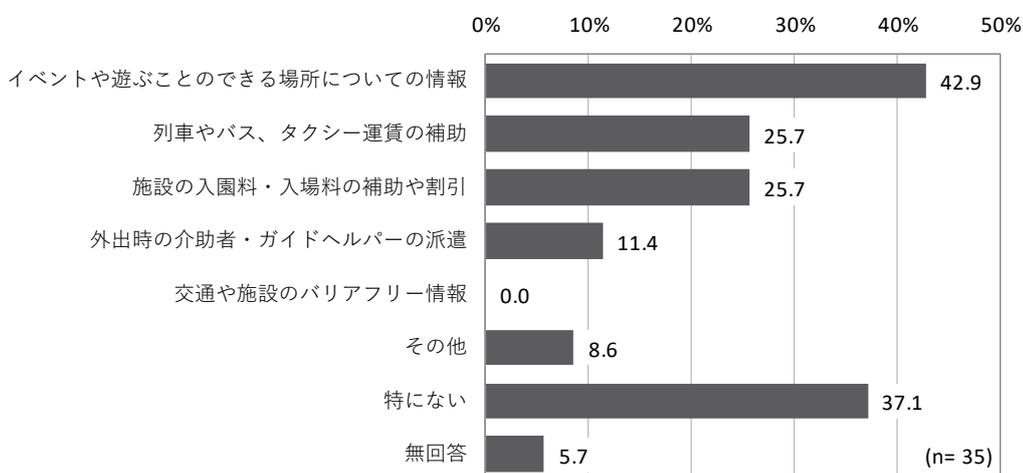
① 充実させてほしい療育や支援

充実させてほしい療育や支援は、「友達など人とのかかわり方に対する支援」が57.1%で最も多く、次いで「学習に対する支援」(48.6%)、「療育を行う施設の増設」(31.4%)が続いています。



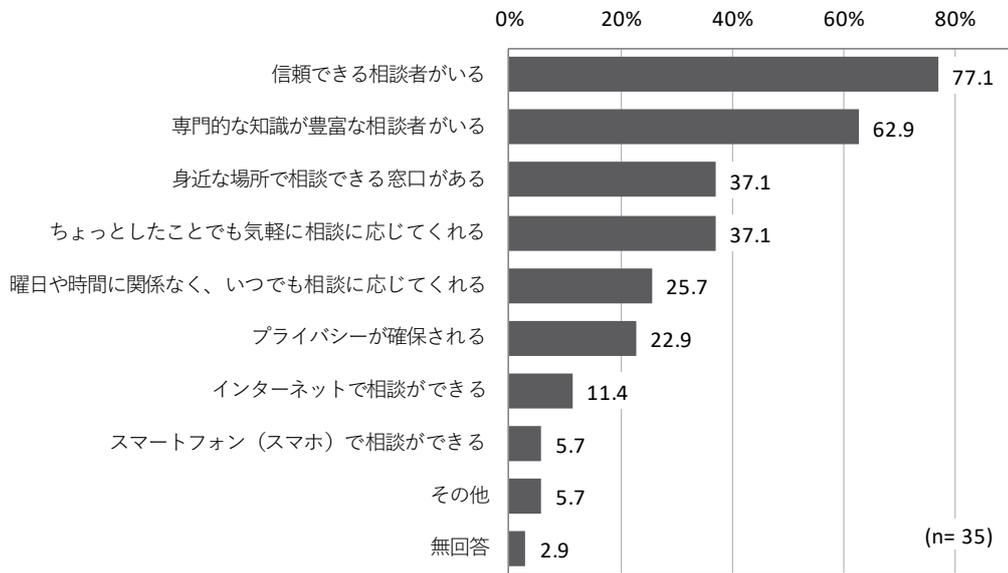
② 希望する外出時の支援やサービス

希望する外出時の支援やサービスは、「イベントや遊ぶことのできる場所についての情報」が42.9%で最も多く、次いで「列車やバス、タクシー運賃の補助」「施設の入園料・入場料の補助や割引」(ともに25.7%)が続いています。また、「特にない」は37.1%となっています。



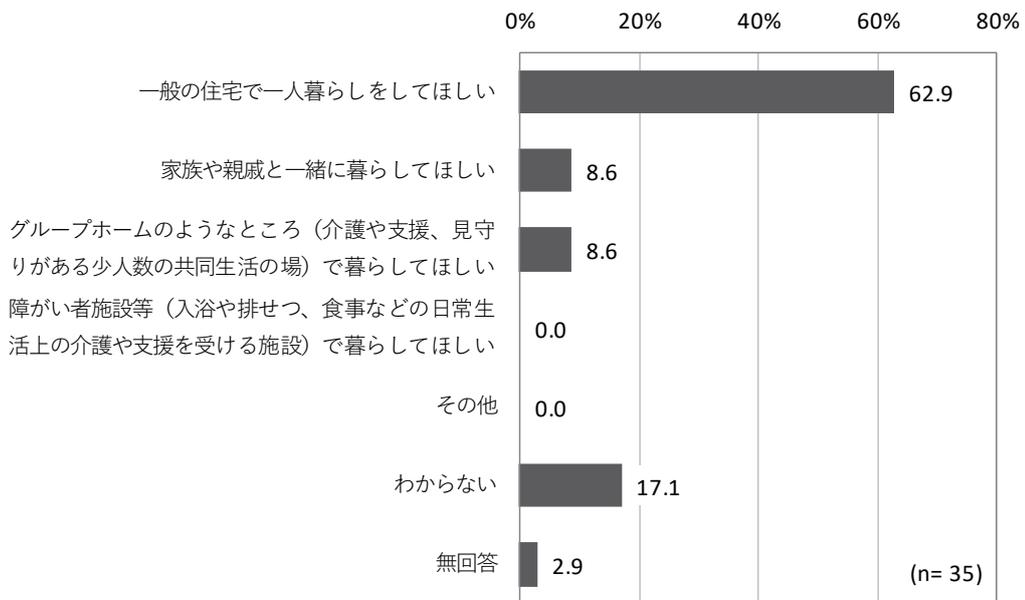
③相談しやすい体制をつくるために必要なこと

相談しやすいと思う環境は、「信頼できる相談者がいる」が77.1%で最も多く、次いで「専門的な知識が豊富な相談者がいる」(62.9%)が続いています。



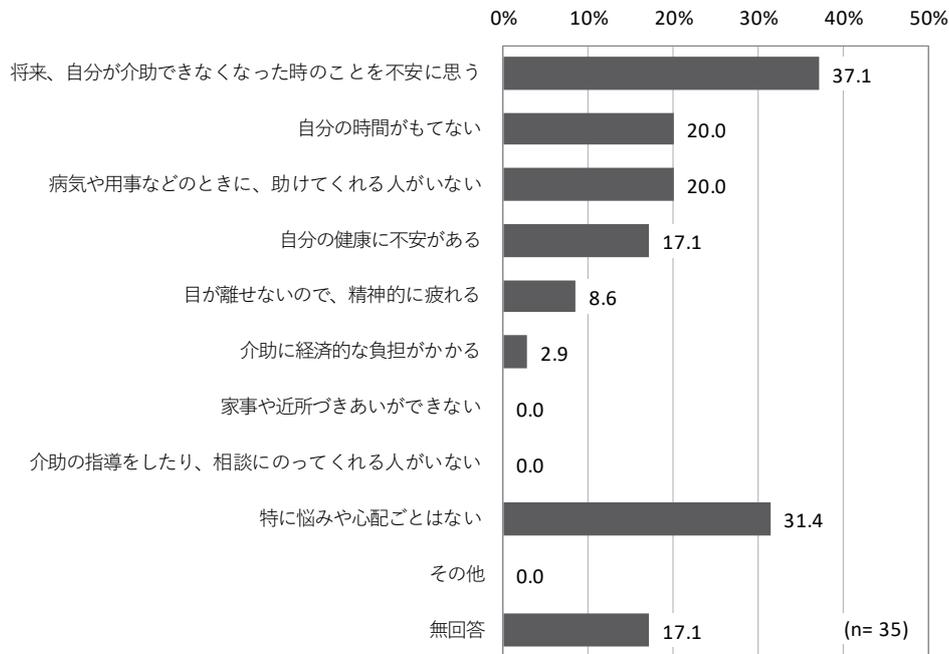
④将来、どのように暮らしてほしいか

希望するお子さんの将来の暮らし方は、「一般の住宅で一人暮らしをしてほしい」が62.9%を占め最も多くなっています。



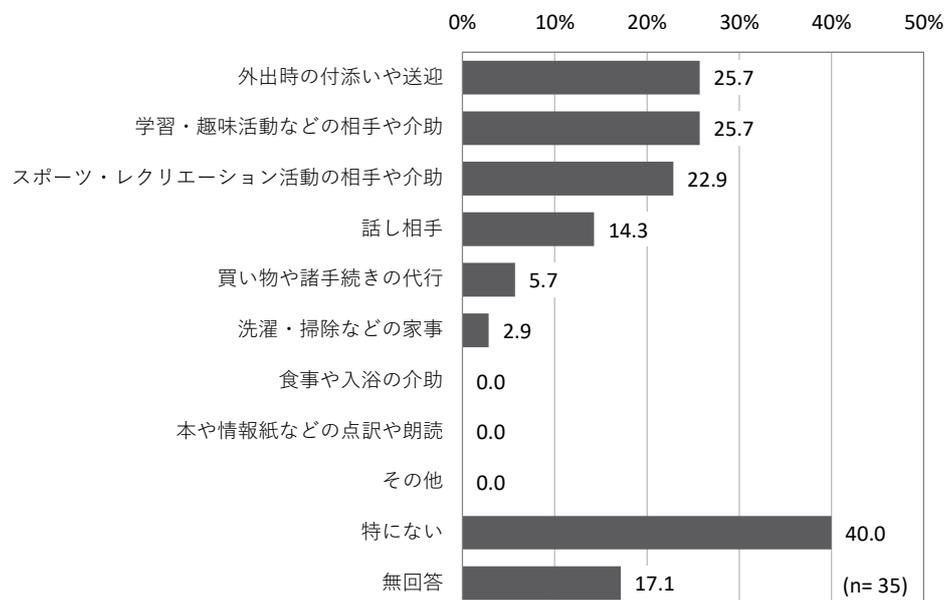
⑤ 介助での悩みや心配ごと

介助をしているときの悩みや心配ごとは、「将来、自分が介助できなくなった時のことを不安に思う」が37.1%で最も多く、次いで「自分の時間がもてない」「病気や用事などのときに、助けてくれる人がいない」（ともに20.0%）が続いています。また、「特に悩みや心配ごとはない」は31.4%となっています。



⑥ 他の人に代わってもらえると助かる日常の介助

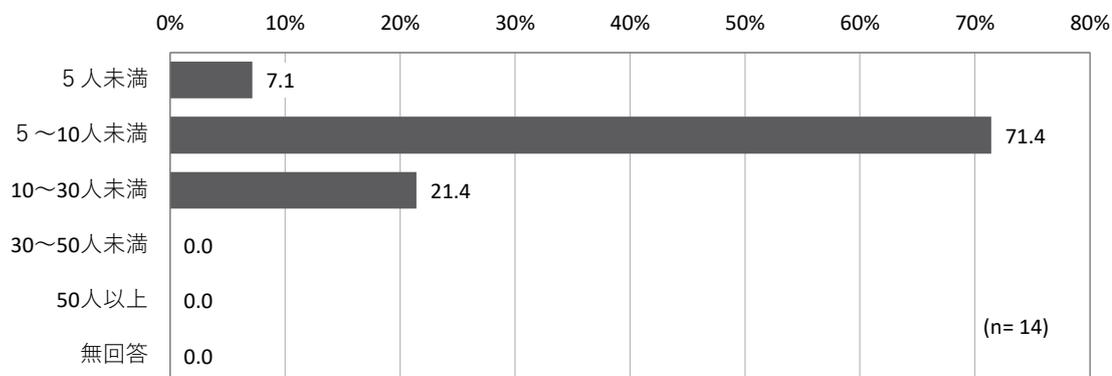
他の人に代わってもらえると助かる日常の介助は、「外出時の付添いや送迎」「学習・趣味活動などの相手や介助」がともに25.7%、「スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助」（22.9%）が多くなっています。また、「特にない」は40.0%となっています。



(3) 障害福祉サービス事業所調査の結果概要

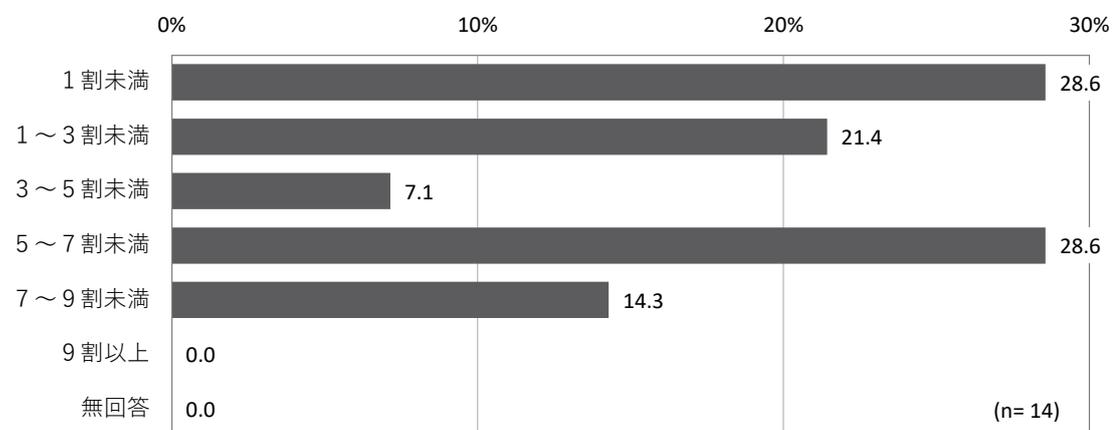
①事業所の従事者数

事業所の従事者数は、「5～10人未満」が71.4%で最も多く、次いで「10～30人未満」(21.4%)、「5人未満」(7.1%)となっています。



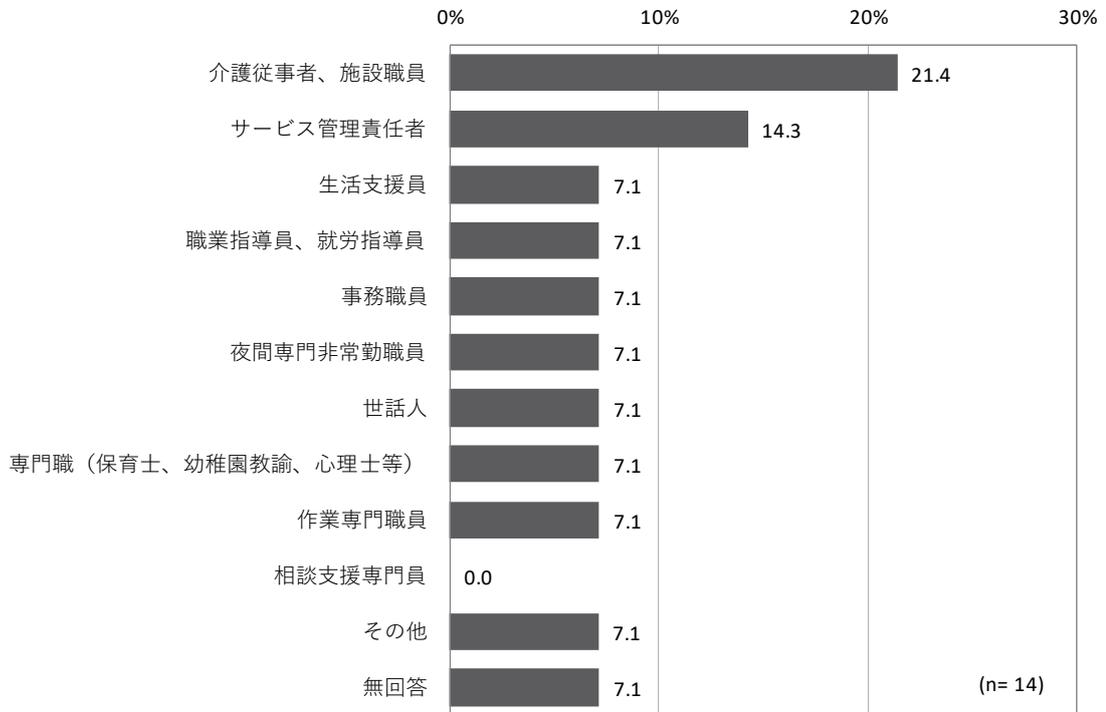
②非正規の従事者割合

非正規の従事者割合は、「1割未満」「5～7割未満」が28.6%で最も多く、次いで「1～3割未満」(21.4%)、「7～9割未満」(14.3%)、「3～5割未満」(7.1%)となっています。



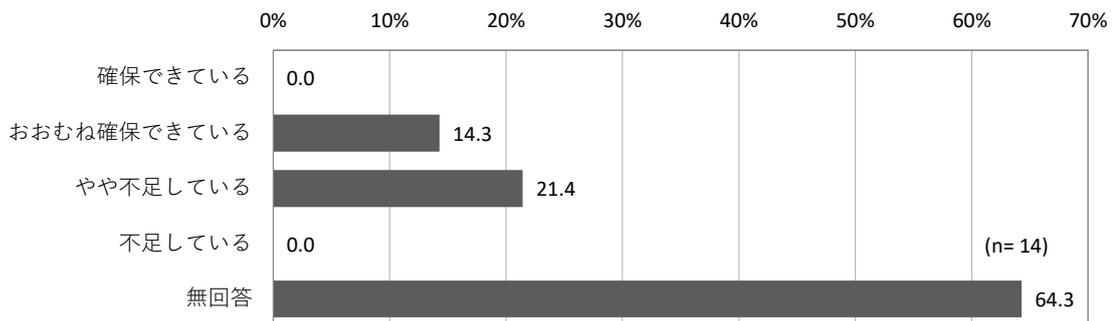
③雇用することが困難な職種（最も困難度が高い職種）

雇用することが困難な職種は、「介護従事者、施設職員」が21.4%で最も多く、次いで「サービス管理責任者」が14.3%が続いています。



④「介護従事者、施設職員」の確保状況

「介護従事者、施設職員」の確保状況は、「やや不足している」が21.4%で最も多く、次いで「おおむね確保できている」（14.3%）が続いています。



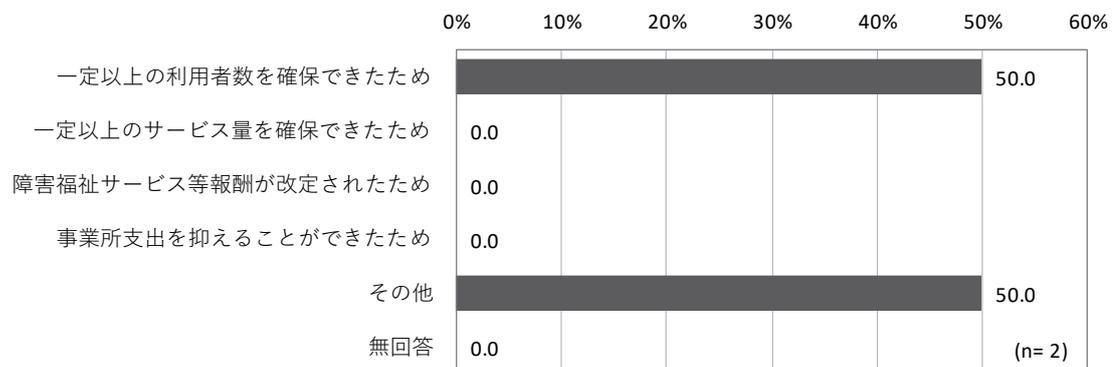
⑤令和4年度の経営状況とその理由

令和4年度の経営状況は、「黒字」が14.3%、「おおむね均衡」が35.7%、「赤字」が50.0%となっています。

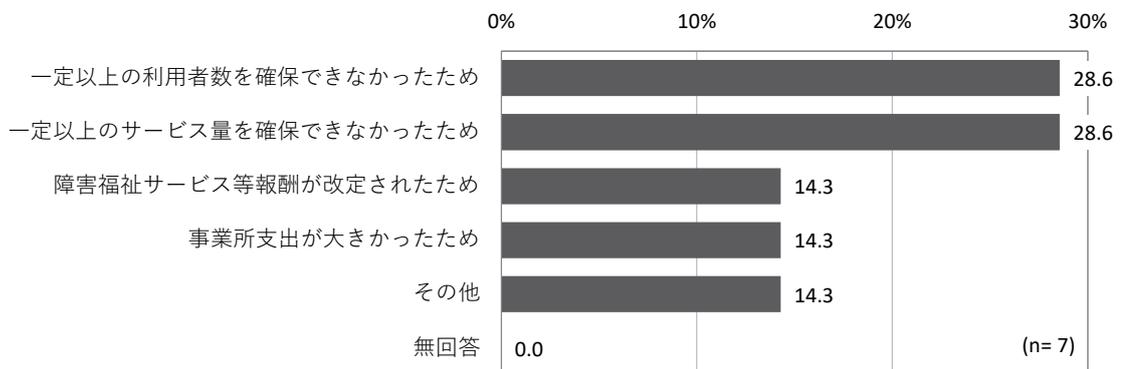
《令和4年度の経営状況》



《黒字になった最も大きい理由》

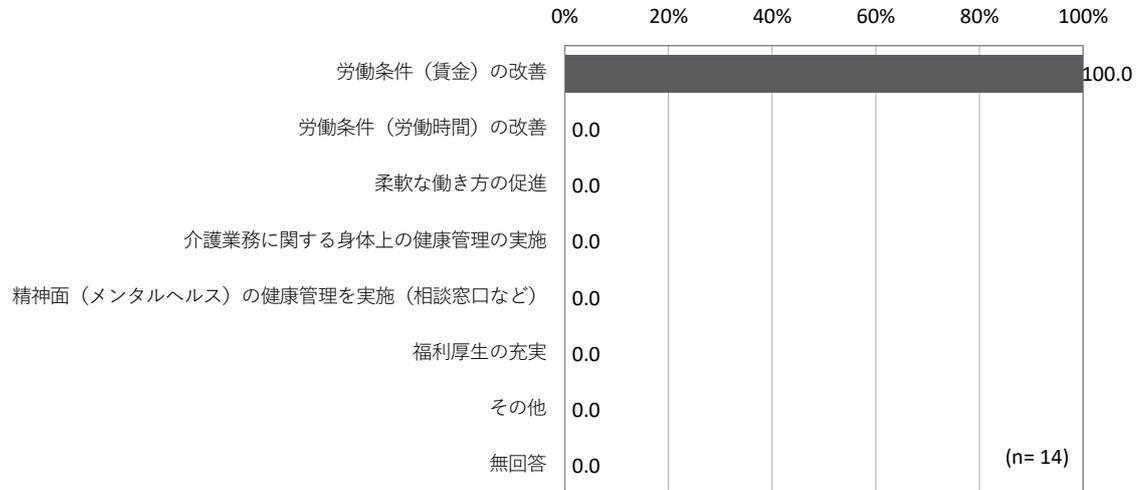


《赤字になった最も大きい理由》



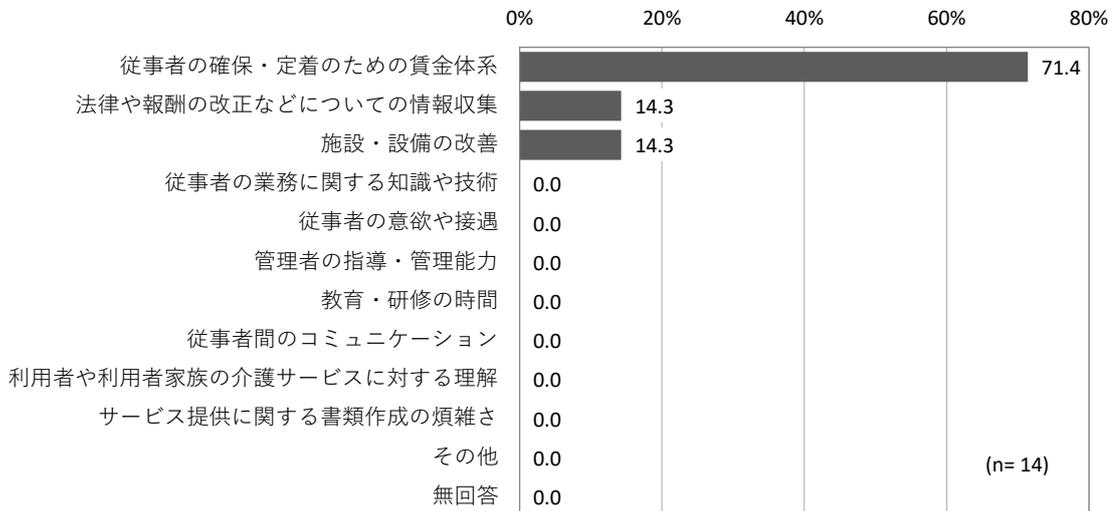
⑥労働環境の整備等に向けて最も優先度が高い取組

労働環境の整備等のために必要な取組として最も優先度が高いのは、「労働条件（賃金）の改善」が100%となっています。



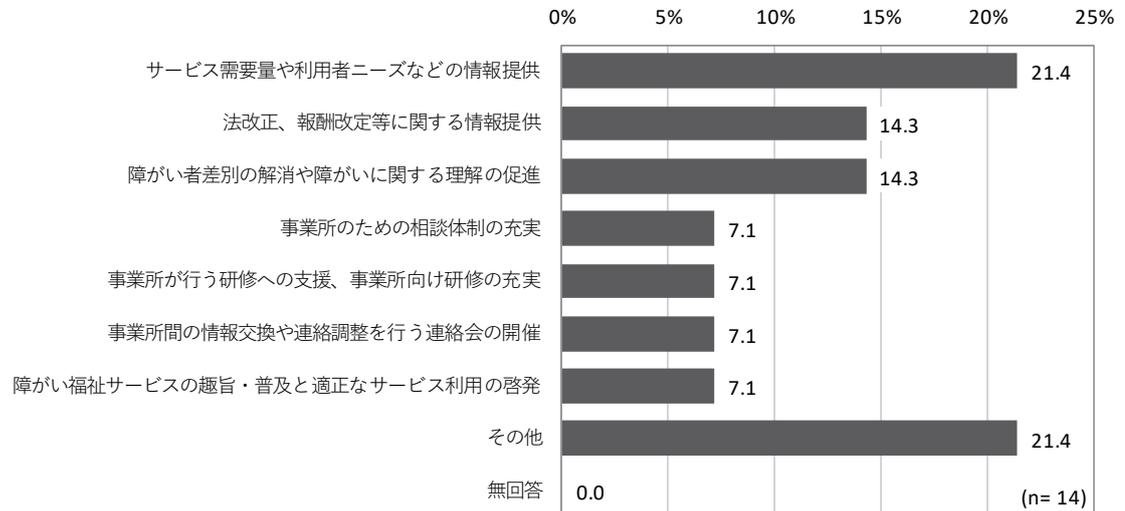
⑦事業所を運営していく上で最も大きな課題

事業所を運営していく上で最も大きな課題は、「従事者の確保・定着のための賃金体系」が71.4%で最も多く、次いで「法律や報酬の改正などについての情報収集」「施設・設備の改善」（ともに14.3%）が続いています。



⑧ 倶知安町に望むことのうち、最も優先度が高いもの

倶知安町に望むことは、「サービス需要量や利用者ニーズなどの情報提供」「その他」がともに21.4%で最も多く、次いで「法改正、報酬改定等に関する情報提供」「障がい者差別の解消や障がいに関する理解の促進」（ともに14.3%）が続いています。



《その他の内容》（一部抜粋）

- グループホームに適した物件確保に倶知安町として何らかのご支援をいただけるよう望みます。
- 今後も事業を継続していくために、当法人の現状では解決が難しい点をご相談・ご協力いただくと幸いです。
- 利用者の通所交通費全額補助をぜひ行っていただくことを望みます。（羊蹄山ろく他町村で全額支給のところが増えてきています。）
- これから福祉サービスは、より一層厳しい状況を迎えることが予測されますので、人材確保や財政面での相談やお知恵などのご支援を要望します。
- 環境が整った中で支援ができるように、施設整備をお願いしたいです。
- 広域的な連携として、通院・通所のための移動手段の確保（町村間巡回バス等）

5 第3次障がい者計画の推進状況

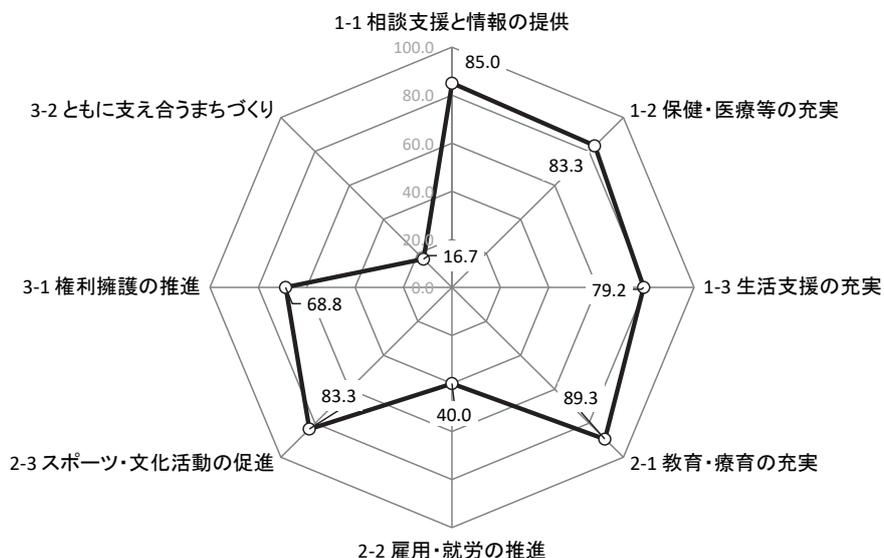
第3次俱知安町障がい者計画の計画期間中（令和元年度～令和5年度）に推進した施策・事業に関して、俱知安町役場の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を5段階で評価した結果は下表のとおりです。

■施策分類別進捗度

基本目標／大項目	事業合計	実施状況※1（事業・取組数）					進捗度※2（%）
		A	B	C	D	E	
基本目標1 地域における生活支援の充実	17	9	4	4	0	0	82.4
1-1 相談支援と情報の提供	5	2	3	0	0	0	85.0
1-2 保健・医療等の充実	6	4	0	2	0	0	83.3
1-3 生活支援の充実	6	3	1	2	0	0	79.2
基本目標2 自立と社会参加の促進	15	6	6	0	1	2	71.7
2-1 教育・療育の充実	7	4	3	0	0	0	89.3
2-2 雇用・就労の推進	5	1	1	0	1	2	40.0
2-3 スポーツ・文化活動の促進	3	1	2	0	0	0	83.3
基本目標3 ともに支え合う共生のまちづくり	18	7	5	0	0	6	58.3
3-1 権利擁護の推進	4	2	1	0	0	1	68.8
3-2 ともに支え合うまちづくり	6	1	0	0	0	5	16.7
3-3 生活環境の充実	8	3	5	0	0	0	84.4
計画全体	50	22	15	4	1	8	70.5

※1：評価は、A:おおむね達成、B:75%程度達成、C:50%程度達成、D:25%程度達成、E:未実施

※2：進捗度は5段階評価のスコア（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）による加重平均の値



実施状況を見ると、全体で50ある施策のうちA評価及びB評価の合計が37施策で施策全体の74%を占めています。また、計画全体としての進捗度は70.5%となっており、D評価及びE評価（進捗度25%以下の事業）が9施策あったことから、全体としての進捗度は高いとは言えない状況です。

基本目標別に進捗度をみると、「基本目標1 地域における生活支援の充実」が82.4%で全体と比べて高くなっている一方、「基本目標3 とともに支え合う共生のまちづくり」は59.7%と低くなっています。

基本目標ごとに設定している施策の大項目別の進捗度でみると、「2-1 教育・療育の充実」が89.3%となっているほか、「1-1 相談支援と情報の提供」も85.0%と高くなっています。

一方、進捗度が低い項目としては、「3-2 とともに支え合うまちづくり」は16.7%と極めて低く、障がい者理解や心のバリアフリーに係る周知・啓発活動が町として積極的には実施できていなかったことがその要因となっています。

また、「2-2 雇用・就労の推進」の進捗度も40.0%となっており、障がい者雇用を支援する各種制度の企業に向けた周知活動が未実施であったことや、物品の優先調達において調達可能な物品範囲が極めて狭く、行政事務等で調達する物品の該当がなかったことから評価が低くなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成23年8月に一部が改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく、という考え方につながっています。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町は全ての障がいのある人の自立と社会参加をめざすとともに、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが地域の中で生き生きと暮らせるまちづくりをめざしてきました。

今回策定する計画においてもこの考え方を踏襲し、障がい者福祉における「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人にとって住みよいまちは全ての人にとって住みよいまちであるという考え方を基本に据え、障がいのある人にもない人もともに住みよいまち、障がいのある人が地域で自立した生活ができるまちづくりを進めるよう、前計画の基本理念を踏襲し、その実現をめざします。

— 基本理念 —

ともに生きる自立支援の社会づくり



2 基本目標

基本目標1 地域における生活支援の充実

羊蹄山ろく相談支援センターや役場相談窓口を中心として関係機関と密接な連携による相談支援体制の維持・充実を推進するとともに、ケース会議や研修会を通じた担当者の資質向上により、相談対応の質的向上に努めます。

また、疾病の発症及び重症化予防、障がいの早期発見と早期対応を行うため、母子保健活動を含めた保健事業を総合的に推進します。

併せて、障害福祉サービスの提供体制を維持するために担い手となる人材の確保に向けた支援を行うとともに、地域における住まいの確保に努め、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

基本目標2 自立と社会参加の促進

自分らしい生活を自らの意思で選択・決定していくためには、障がいのある人自身が主体性と自立性を発揮し、積極的に社会参加できる体制づくりが重要です。

障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた地域における就労支援を充実させるとともに、移動手段の確保に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

基本目標3 ともに支え合う共生のまちづくり

障がいの有無や程度にかかわらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、誰もが誇りと尊厳をもって、社会を構成する一員として暮らす地域共生社会（ともに生きる社会）をめざします。

このような社会を実現するためには、町民が障がいのある人を取り巻く状況や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と認識を持つことが必要です。

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くための啓発活動に取り組むほか、権利擁護や防災対策などに取り組みます。

3 施策の体系

基本目標	大項目	中項目
地域における生活支援の充実 《基本目標1》	1 相談支援と情報の提供	(1) 相談支援体制の整備
		(2) 情報提供等の充実
	2 保健・医療の充実	(1) 障がいの原因となる疾病等の予防
		(2) 適切な保健・医療の提供
	3 生活支援の充実	(1) 在宅生活への支援
		(2) 居住の場の確保
		(3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上
(4) 外出や移動の支援		
自立と社会参加の促進 《基本目標2》	1 教育・療育の充実	(1) 療育・発達支援体制の充実
		(2) 教育の充実
	2 雇用・就労の推進	(1) 障がい者雇用の普及と啓発
		(2) 一般就労の促進
		(3) 福祉的就労の促進
		(4) 障がい者雇用の促進
	3 スポーツ・文化活動の促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進
(2) 芸術・文化活動の促進		
ともに支え合う共生のまちづくり 《基本目標3》	1 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進
		(2) 差別及び虐待防止のための取組の推進
	2 とともに支え合うまちづくり	(1) 理解と交流の促進
		(2) 心のバリアフリーの促進
		(3) 地域における福祉活動の推進
	3 生活環境の充実	(1) バリアフリー化の推進
		(2) 防災・防犯対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における生活支援の充実

1 相談支援と情報の提供

現状と課題

「羊蹄山ろく相談支援センター」では、行政や福祉事業所との密度の高い連携を図りながら、羊蹄山麓7町村に在住する障がいのある人の多種多様な相談内容に対し、質の高い相談支援を行っています。

令和5年度には、近年の「羊蹄山ろく相談支援センター」の相談者数減少を踏まえ、障害児相談支援におけるセルフプランから計画相談への移行が3件実現しています。

しかし、専門性の高い職員の確保に苦慮している状況は続いており、継続して質の高い相談支援を提供するための方策を模索する必要があります。加えて、相談者数が減少している一方で相談件数は横ばいであることから、相談内容の複雑化による相談支援に対応できる人的資源の不足が課題として挙げられます。

障がいに関する相談は福祉医療課社会福祉係でも受け付けており、その相談内容に応じて実際に担当する部署へとつなげ、情報共有した上での確な対応に努めています。

また、平成23年4月に設置した「羊蹄山ろく地域自立支援協議会」は、行政や福祉事業所との交流の場、ケース検討会議等の場として毎月開催されており、地域課題を共有する場として機能しています。

(1) 相談支援体制の整備

① 羊蹄山麓7町村連携による相談支援体制

- 羊蹄山麓7町村の共同事業として行っている障害者相談事業に関して、相談支援員の確保を推進するとともに、事業者と行政との連携を高めることによる密度の高い相談支援を今後も継続するよう努めます。
- サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。
- 障がい者福祉に関する様々な問題について、地域生活への意向に向けた支援、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。
- 障がいのある人や家族等を支えるための相談事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する仕組みづくりの協議・検討・調整などを、関係機関の参画とともに進める協議の場として、地域自立支援協議会を今後も定期的を開催します。

②身近な相談支援体制の充実

- 障がいの状態や相談内容に応じた的確な対応を行えるよう、相談窓口と関係機関との間で情報共有を行うとともに、協力関係の維持向上及び連携強化を図ります。
- ケース会議や研修会への積極的な参加により担当者の資質向上を図り、障がい分野だけでなく福祉分野全般の知識習得やスキル向上をめざします。
- 様々な分野の部署・機関との連携を強化するとともに事務フローの明確化を図り、スムーズかつ多面的視点から相談対応に努めます。
- 身体・知的障がい者相談員や地域の民生委員・児童委員との連携、地域包括支援センター等関係する各機関との連携を強化します。

③包括的な相談支援体制の整備

- 分野を超えた地域生活課題について、制度・分野ごとの『縦割り』を防ぎ、総合的な受相体制の構築並びに関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。本町においても、これらの包括的な相談支援体制のあり方を協議するとともに、町内での体制づくりに向けた検討を進めます。

(2) 情報提供等の充実

①町広報紙等による情報の提供

- 障がいのある人が必要なときに、必要な情報を分かりやすく得られるよう、しおりや町広報紙等により情報提供の充実や町ホームページへの掲載内容の充実に努めます。
- 倶知安町社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支える人材の派遣を行います。

②情報バリアフリー化の促進

- ITの利用を促進するため、情報の提供、障がいに対応したパソコン機器の普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。
- 障がいの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々が町ホームページで提供されている情報を利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくりを推進します。

③コミュニケーション支援の充実

- 視覚障がいのある人に点字図書、録音テープ、CD 図書等の提供を充実します。
- 聴覚障がいのある人のコミュニケーションの円滑化を図るため、北海道ろうあ連盟との手話奉仕員派遣契約を継続します。また、手話奉仕員養成事業を通じて手話通訳者の養成を今後も継続するとともに、養成課程を経た手話通訳者が現場で活動するためのステップを支援するため、手話通訳者養成講座受講経費助成金の周知に努め、利用促進を図ります。

2 保健・医療等の充実

現状と課題

本町における母子保健に関しては、産後から4か月健診までの産婦の体調変化と育児についてイメージ化できるようになることを目的に「ベビーサロン」を新設し、既存の母親学級と交流の時間を持つ取組を行っています。

また、令和5年度より妊娠8か月の妊婦との面談を行う「伴走型相談支援事業」、産後1年未満の産婦に対し助産師等による家庭訪問を行う「産後ケア事業」を新設し、より妊娠・出産・乳幼児期・学齢期において切れ目のない支援に努めています。

発達に心配のある子どもにおいては、健診等以外においても、保健師等が関係機関と連携し、必要な支援につながるように活動しています。

近年は核家族世帯に加え、共働き世帯の増加による保護者の孤立、妊娠・出産・育児に求められる臨機応変な対応や環境変化に不応を起すケースが増加しているため、セルフケア能力を高める支援が必要であると考えられます。

成人の保健・医療においては、俱知安町データヘルス計画に基づき健診受診率向上と生活習慣病重症化予防の取組を実施してきました。

本町は特定健康診査の受診率が低いことや、要介護状態の原因疾患として高血圧を背景とした脳卒中が最も多いことが課題となっており、健康管理システムの導入による受診管理の精度向上や、高血圧や糖尿病のリスクが高い方の医療未受診者を対象として個別対応を行うなどの対策を進めてきました。

これらの取組がより高い成果を上げるためには、中年期の町民を対象とした健康づくりに関する意識向上が必要であると考えられます。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防

① 母子保健活動の推進

- 障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導を行うとともに、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査を推進します。
- 「ベビーサロン」や「伴走型相談支援事業」、「産後ケア事業」など様々な取組を通じて、妊娠・出産・乳幼児期・学齢期において切れ目のない支援に努めます。
- 養育支援事業等を通じて、育児全般に不安を持つ保護者の子育て支援を継続するほか、保護者のセルフケア能力を高めるための支援について検討を行います。
- 臨月・出産・産後1か月の保護者を主とした健康課題を把握し、より効率的かつ効果的な保健事業の展開、医療・福祉との連携について検討を行います。

②中高年期の予防対策の充実

- 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、俱知安町データヘルス計画に基づき、健診受診率の向上、高血圧対策、糖尿病対策に重点をおいて取り組みます。
- 中年期から生活習慣病予防の重症化予防と発症予防を行い、町民が健康で充実した日常生活を維持できるよう、健康診査や相談・指導、健康教育等の保健事業を総合的に推進します。
- 栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣を改善し、生活の質の向上を図るため、中高年期の町民が健康づくりを意識できる機会の充実に向けた取組を町内の事業所等と連携して推進します。
- 保健所等と連携しながら、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防や、精神疾患に関する相談・支援・心の健康づくりに努めます。

(2) 適切な保健・医療の提供

①保健活動の基盤整備

- 保健福祉会館は各種保健事業の実施会場としてだけでなく、高齢期における通いの場や障がい者スポーツができる場としても活用が広がっています。そのため、保健福祉会館を保健・福祉活動の拠点として維持するため、適切な老朽化対策を行います。

②難病対策の充実

- 行政も含め、住民全体への難病や障がいに対する理解、合理的配慮等の趣旨の啓発に努めます。
- 保健所等と連携をとりながら難病患者やその家族への早期支援に努めるとともに、難病に対する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。

③医療給付等への適切な対応

- 障がいのある人等の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療費、重度心身障がい者（児）医療費助成など各種医療費公費負担制度を周知し、その適切な運用に努めます。
- 判定の難しい育成医療審査への対応力を高めるため、道へ助言依頼をする等の対応を行うとともに、研修受講などを通じて担当職員の資質向上を図ります。

④感染症対策の推進

- 町広報紙、町ホームページ等により感染症予防対策について周知を図ります。また、新たな感染症が発生した場合に、事業所が業務を安全に継続できるよう支援を行います。

3 生活支援の充実

現状と課題

全国的な傾向として、高齢化の進展により、障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の様々な障がいの方々への支援もますます重要になっており、それぞれの障がいや生活状況に応じた多様な支援を提供することが必要とされています。

本町では、重層的な支援体制の整備に向けて保健師・ケアマネージャー・社会福祉士・社会福祉系のほか、事案にかかわる担当者など関係者間で個別事案を都度共有し、支援の方向性の検討及び意思統一、当事者及び家族等への対応を行っています。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点等の整備に関しては、役場庁内及び羊蹄山ろく自立支援協議会で検討を進めているところですが、緊急的な受け入れ体制の整備・確保及び住宅の確保が最大の課題となっています。

加えて、本町においても介護・福祉人材不足が深刻化している状況にあるため、福祉サービス事業所と連携しながら、福祉サービスの持続可能性を担保するための取組を本町の施策として推進していく必要があります。

(1) 在宅生活への支援

①地域包括ケアの推進

- 障がいの重度化・重複化に対応するため、関連機関や団体等の連携体制により地域包括ケアを推進し、障がいのある人の地域生活を支援します。

②居宅における生活支援サービスの充実

- 障害福祉サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるように、町内事業所や羊蹄山麓7町村による広域サービス提供体制の充実に努めます。
- 障がいのある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付・貸与など障がいの状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

③精神障がい者支援の充実

- 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場を設置します。

④地域生活支援拠点等の整備

- 障がいのある人の地域生活を支援するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能をもつ地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

⑤経済的支援制度の利用促進

- 障がいのある人の生活の安定に向け、各種年金や各種手当、税控除、医療費など制度の内容や手続きについて、町広報紙や町ホームページを通じて周知を図るとともに適切な利用を促進します。

(2) 居住の場の確保

①住まいの改善・整備

- 在宅の障がいのある人等が安心して住み続けられるよう住環境の向上を図るため、既存住宅をバリアフリー化するための改修工事に要する費用の一部を補助します。

②公営住宅の整備

- 倶知安町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の維持・管理を計画的に推進します。また、公営住宅の新設及び改修を行う際には、ユニバーサルデザインの視点に立った住環境に配慮します。

③住居入居等支援

- 障がいのある人等が戸建持ち家から他の住居等に住み替える場合、住み替え費用として補助金を支給します。
- 町営住宅入居の抽選・選考の当選を待ちながら、町内の民間賃貸住宅に住んでいる障がい者世帯等に対し、町営住宅に入居するまでの間、最大3年間の家賃の補助を行います。

④グループホーム等の整備支援

- 町内でグループホームを建設・運営できる事業所への働きかけや、町から事業所への補助金等を検討するなど、障がいに応じたグループホーム等の整備を支援します。

(3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上

- 障害福祉サービスを担う人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施や支援、人材確保に係る障害福祉サービス事業所への助成を検討します。

(4) 外出や移動の支援

- 心身に重度の障がいがある人が町内においてハイヤー又は路線バスを利用する場合の費用の一部を助成します。また、身体障害者手帳腎臓1級に該当し、人工透析の治療を受けるためにハイヤーによる通院が必要な場合、その通院にかかる交通費相当額を助成します。
- コミュニティバス（まちなか循環バスじゃがりん号）の運行を継続することで市街地のきめ細かな移動を支援します。
- 地域生活支援事業における移動支援事業を通じて障がいのある人の外出を支援するサービスを提供します。

基本目標 2 自立と社会参加の促進

1 教育・療育の充実

現状と課題

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行など、地域で一貫して取り組むことが重要です。

本町では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がいの要因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見し対応できる体制の構築に努めてきました。

乳幼児健診では、障がいや発達の遅れを早期に発見し、的確な相談・指導体制に結びつけることができるよう体制の強化を図っており、令和2年度から新生児聴覚検査に対し一部助成を開始しました。また、令和4年度には3歳児健診においてスポットビジョンスクリーナーを導入し、既存の視力検査と併せて視機能を評価することで早期発見・早期治療につなげる体制を整備してきました。

また、発達・育児に困り感を抱えている保護者が、遊びの場を通して発達支援センターの心理士や療育スタッフなどの専門職から支援を受けることのできる場づくりも行っています。

支援を必要とする子どもは年々増加している一方、支援する側の人材が不足しており、専門職の確保や育成を進めていく必要があります。

(1) 療育・発達支援体制の充実

① 健診後の支援の充実

- 乳幼児健診において、「要支援」判定された乳幼児への支援とともに保護者への障がいの受容への支援を行います。
- 発達や生活の困り感を把握するため5歳児アンケートを実施し、就学に向けた準備を支援するとともに、回収率の向上に向けた取組を検討します。

② 療育支援

- 日常的な療育訓練を行う羊蹄山ろく発達支援センターとの連携により、地域療育の充実に努めます。また、保育所に通う障がいのある子どもが集団生活に適應できるよう、保育所等訪問支援の積極的活用を促進します。
- 高度で専門的な療育指導が必要な場合は、専門職員がいる北海道中央児童相談所、北海道立子ども総合医療・療育センターなどから、指導を受けて療育体制の充実に努めます。

③ 関係機関の連携

- 乳幼児健診等において把握した、発育・発達に支援を必要とする乳児・幼児及び保護者に対し、継続的な相談や訪問指導を行うとともに、より多くの専門職が連携を図りながら、適切な療育・指導が受けられるよう支援していきます。
- 発達の遅れや障がいのある子どもやその保護者に対して、保健・医療・福祉・教育関係機関等が連携して、教育相談を実施します。

(2) 教育の充実

①相談支援体制の整備

- 教育支援コーディネーターを中心として保育所・認定こども園・小中学校・保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、発達の遅れや障がいのある子どもを持つ保護者に対して、早期から教育相談を行い、適切な情報提供や教育的支援を推進します。
- 就学にあたり、関係機関と連携を図り就学相談を実施し、本人や保護者の意向を尊重し、子どもの実態に合った適切な学び場や指導方法の共通理解を図ります。

②教育環境の充実

- 児童生徒に対する指導や支援の充実を図るため、障がいの状態に応じた教育環境の整備を計画的に推進します。

③進路指導の充実

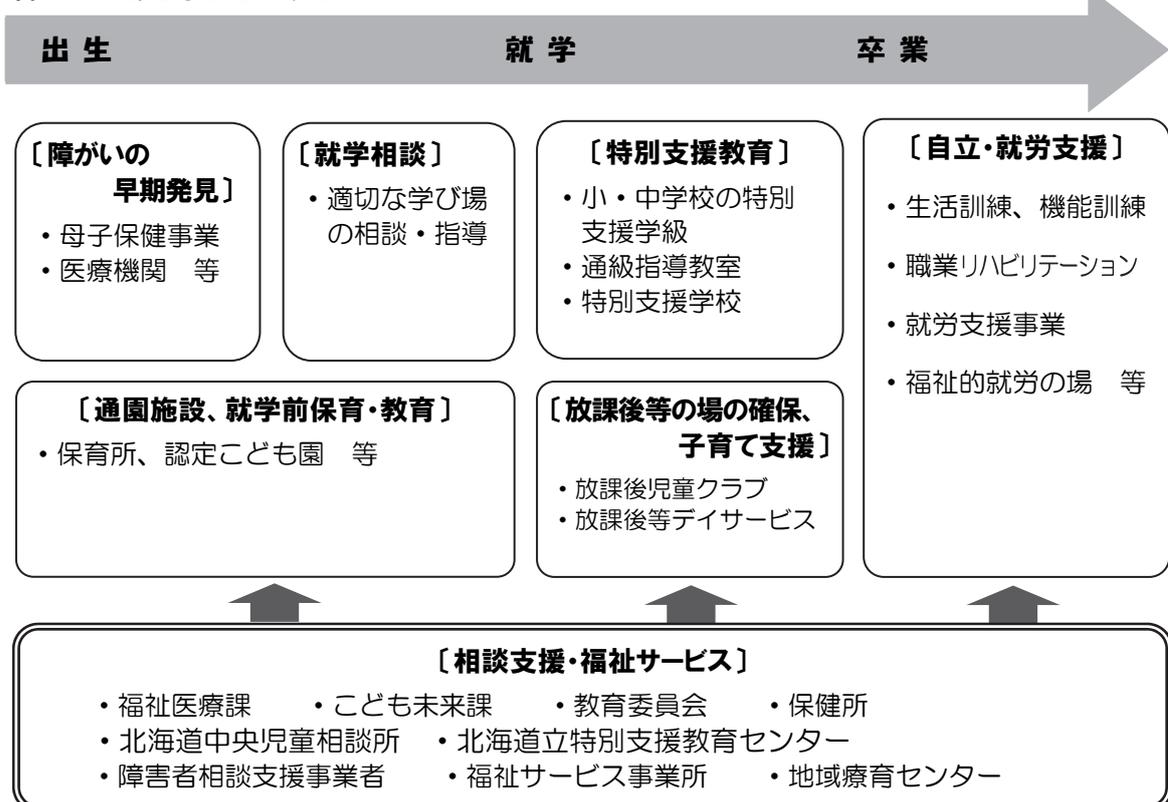
- 本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路が選択できるよう、様々な情報の提供に努めるとともに、学校をはじめとする教育機関及び保健・医療・福祉等の関係機関と連携しながら、進路指導の充実に努めます。

④交流教育等の充実

- 障がいの有無にかかわらず児童生徒が体験的な学習を通して、お互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進します。
- 俱知安町社会福祉協議会や社会教育課との連携により児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人との遊びやものづくり等を通じたふれあい交流事業を充実します。

《療育・教育体制のイメージ》

障がいのある子どものライフステージ



2 雇用・就労の推進

現状と課題

雇用・就労においては、働く意欲のある障がいのある人がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に必要な技能の習得に向けた訓練やきめ細かな相談支援などの支援体制の充実を図る必要があります。

令和6年4月より法定雇用は段階的に引き上げられ、令和8年4月に2.7%となることが決まっています。また、令和4年に改正された障害者雇用促進法では、事業主の責務に障がいのある人の職業能力開発及び向上が含まれることが明確化されたほか、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度障がいのある人や精神障がいのある人の人数も実雇用率へ算定できるようになりました。

障がいのある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進などが盛り込まれており、事業主に向けた障がいのある人の雇用の啓発や関係機関との連携が一層求められています。

本町には就労継続支援B型事業所が5か所あり、羊蹄山麓7町村との連携により福祉的就労の場を提供していますが、福祉人材の不足が課題となっている状況です。

アンケート調査では、働くために必要なこととして「体調にあわせて休みや遅刻・早退ができること」が48.0%で最も多くなっているほか、「企業、上司、同僚が障がいのことを理解してくれること」が上位回答になっており、これらを踏まえた障がい者雇用の啓発活動を今後も進めていく必要があります。

(1) 障がい者雇用の普及と啓発

- 公共職業安定所など労働行政関係機関と連携をとりながら、障がいのある人の雇用を支援する各種制度について、事業主等へ広く周知します。
- 障害者雇用支援月間（9月）などに、事業所等に対して障害者雇用促進法の一部改正や障がいのある人の雇用への理解及び積極的な協力について、町広報紙等を通じて普及啓発に努めます。

(2) 一般就労の促進

- 北海道障がい者就労支援センターなど関係機関との連携により、就労に向けた情報提供や適切な支援が行えるよう、就労支援体制の充実に努めます。また、町内企業への障がい者雇用の働きかけを行い、障がいのある人の一般就労の促進に努めます。

(3) 福祉的就労の促進

- 一般就労が困難な障がいのある人に対して、就労継続支援B型等の利用を通じて、就労の機会や生産活動の場が提供されるよう、サービス事業所による事業実施を支援していきます。

(4) 障がい者雇用の促進

① 公共機関における雇用の促進

- 役場等の職員採用では、法定雇用率の達成義務を果たします。また、制度の厳正な運用を関係機関に働きかけていきます。

② 物品の優先調達

- 障害者優先調達推進法に基づき、地域活動支援センターや障がいのある人を多数雇用している企業等への発注に努めます。

3 スポーツ・文化活動の促進

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、生きがいやゆとりを持ち、生き生きとした生活を送るためには、余暇活動など「楽しむ」ことが必要です。

スポーツやレクリエーションは、社会参加を促進するだけでなく、生活の質の向上を図り、生きがいのある豊かな生活を送るために重要なものです。また、障がいのある人もない人もともに参加する機会を持つことは、地域の人々が障がいのある人に対する理解を深める上でも重要です。

また、障がいのある人の芸術・文化活動を積極的に推進することは、障がいのある人の社会参加を促進する上で非常に重要です。しかし、地域で芸術・文化活動に参加する機会が十分ではないのが実情です。

近年はコロナ禍の影響により文化活動の多くは活動が縮小していましたが、令和5年度から回復傾向にあります。

生涯にわたってスポーツや芸術・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取組を進めることが求められており、その際にはコミュニケーション手段の確保も図る必要があります。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障がいのある人のスポーツ・レクリエーションの機会を提供するため、スポーツに関する活動やイベントなどの情報提供を行います。
- 健康の維持・増進、体力づくりなどの活動を通じて、交流・仲間づくりを促進し、スポーツや文化活動への参加を支援していきます。

(2) 芸術・文化活動の促進

- 障がいのある人が製作した作品の展示・販売を通して生きがいの充実を図るとともに、総合文化祭の開催により芸術・文化活動に参加する場の充実を図ります。
- 障がいのある人の作品の展示販売の企画等を行うための事業の取組や地域の実績があるアートスタジオやギャラリーとの連携を検討します。

基本目標3 ともに支え合う共生のまちづくり

1 権利擁護の推進

現状と課題

日常生活上の判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人などに対して、本人を不利益から守る成年後見制度があり、本町では相談支援事業や町広報紙への掲載等により制度の周知と利用促進を図っています。

家族の高齢化に伴い、障がいのある人の成年後見制度のニーズは高まってくると考えられるため、分かりやすい制度の説明や周知が課題となります。また、司法手続きにおいても、障がい特性に応じた情報伝達が求められています。

成年後見制度を必要としている方への周知活動は今後も継続する必要性があり、併せて、成年後見制度の利用促進を図るための地域ネットワークの構築も求められることとなります。

そのため、本町では俱知安町社会福祉協議会への委託により生活サポートセンターを設置し、権利擁護に関する相談支援や周知活動を推進しています。

虐待に関しては、本町では関係機関との連携による体制をつくり、差別や虐待の通報・相談に対応するとともに、虐待の早期発見及び迅速な対応に努めています。

(1) 権利擁護の推進

① 人権意識の普及・啓発

- 障がいのある人を含む全ての町民の尊厳が守られる社会をめざして、人権意識や合理的配慮の普及・啓発に努めるとともに、地域自立支援協議会とも連携しながら、虐待や差別の解消、権利擁護など取り組んでいきます。

② 成年後見制度等の活用促進

- 今後も地域包括支援センターや生活サポートセンターの相談対応等を通じて、成年後見事業や日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）などの権利擁護事業の周知を図ります。
- 親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がいのある人を対象に町長が代わりに申立てを行うことや、審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで、成年後見制度の円滑な利用を促進します。

(2) 差別及び虐待防止のための取組の推進

① 差別解消の周知・啓発

- 障がいのある人に対する虐待防止や差別解消のため、関係者に対する意識啓発や地域での啓発に取り組みます。

②虐待防止の推進

- 関係機関との連携を強化し、障がいのある人に関する虐待の早期発見や早期対応に努めます。また、住民や事業主など町全体への虐待等に関する啓発を行い、情報提供しやすい環境づくりを行います。

2 とともに支え合うまちづくり

現状と課題

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければいけません。しかし、障がいや障がいのある人の特性及び必要な配慮等についての理解が進んでいるとはいえない現状があります。

アンケート調査では、差別的取り扱いをされたことがあると回答した人が全体では28.1%となっていますが、知的障がいのある人や精神障がいのある人はその割合が50%を超えている状況です。また、差別や偏見を感じた場面としては「外での人の視線」が上位回答となっており、今後も障がいの理解に関する啓発活動を継続していくことが求められます。

本町では、障がいや疾病等に対する理解の促進については、主に町広報紙や町ホームページを活用した情報発信を行っているものの、情報が浸透しているとはいえない状況にあります。

今後も、障がいや障がいのある人に関する情報発信を継続していくだけでなく、情報の表現方法の工夫や、媒体の多様化などを進めていくことが必要とされています。

(1) 理解と交流の促進

①多様な機会の活用による啓発

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため、催事やイベント等を通じて障がいのある人の人権や「ノーマライゼーション」及び障害者基本法に規定された「合理的配慮」の趣旨について啓発に努めます。
- 障がいや障がいのある人の理解促進を図るとともに、障がいのある人とのコミュニケーション方法や支援方法など、町民に対して啓発活動を行います。

②ヘルプマークの配布

- 外見からではわからなくても、周囲からの援助を必要としている方(義足や人工関節、内部障がい、発達障がい、妊娠初期の方、難病の方など)へ「ヘルプマーク」を配布します。また、町広報紙や町ホームページ等を通じてヘルプマークの周知を図ります。

(2) 心のバリアフリーの促進

①福祉教育の推進

- 倶知安町社会福祉協議会や町内会との連携により、幼児・児童・生徒の福祉体験や交流体験の機会をつくり、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、支え合いの教育、理解し合える教育等の充実を図ります。

②交流教育の推進

- 特別支援学級と通常学級間の交流等により、障がいのある子どもとない子どもがともに活動していく機会を拡充していきます。

(3) 地域における福祉活動の推進

①障がい者関係ボランティアの活動の促進

- 倶知安町社会福祉協議会や障がい者支援団体等と連携しながら、点訳や朗読、手話通訳など障がいのある人を支援するボランティア団体の活動を支援するとともに、関係団体とのネットワーク化を図り、ボランティアの育成に努めます。
- 倶知安町社会福祉協議会のボランティアセンターの活動を通じて、「地域でボランティア活動をしたい人」と「ボランティアを必要とする障がいのある人やその家族」との仲介・調整・斡旋などに努めます。

②地域福祉活動の推進

- 地域福祉の中心的担い手である倶知安町社会福祉協議会の活動を支援するとともに、より一層の連携強化を図り、地域福祉活動の促進を図ります。
- 町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員・児童委員の活動への支援を行います。
- 町内会が主体となって実施する様々な福祉活動を支援します。

3 生活環境の充実

現状と課題

障がいのある人をはじめ、日常生活を送る上で配慮が必要な人の視点から、暮らしやすいまちにすることは、障がいや疾病等がない人にとっても暮らしやすいまちであるとの考え方にたって、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の視点で施策を進めていくことは今後も必要です。

本町でも公共施設のバリアフリー化に努めており、施設入り口のスロープや障がい者対応トイレは50%以上、内階段の手すりは100%の設置となっていますが、障がい者用駐車場や車椅子の設置等は30%ほどに留まっている状況です。

防災に関しては、関係機関と連携しながら災害時の避難に支援を必要としている人（避難行動要支援者）の把握に努めており、今後は個別避難計画の策定を進めていく必要があります。

(1) バリアフリー化の推進

① 公共施設のバリアフリー化

- 障がいのある人をはじめ、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた保護者など、町民が安心して暮らせるよう、障がい者用の駐車場、スロープ、障がい者用トイレの整備などを推進します。
- 障がいのある人等が町の公共施設を安全に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を推進します。

② 道路・公共交通機関のバリアフリー化

- 障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、関係機関への要望に努めます。
- 視覚障がいのある人が安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機の設置を関係機関に要望していきます。
- 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、歩道除排雪の充実に努めます。

(2) 防災・防犯対策の推進

① 防災・災害への安全対策

- 町広報紙や町ホームページ等により、町民に対する防災知識の普及啓発活動を行うほか、防災ガイドマップ等を作成し配布することにより、日頃からの防災に対する啓発活動を行います。
- 庁内関係各課や関係機関が連携して、避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、避難支援計画の策定を推進します。
- 地域における防災力向上に向けて、町内会における防災体制の強化・促進や災害時の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を活用した訓練実施への支援を行います。
- 町が取り組んでいる災害対策についての情報共有を図るとともに、役場福祉・防災担当及び障害福祉サービス事業所による連携の場を設けることを検討します。

② 防犯対策の推進

- 日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図ります。また、新たな詐欺手口を迅速かつ正確に周知するため、警察等関係機関との連携を強化します。

第5章 計画の推進に向けて

この計画の推進にあたっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めていくとともに、町民、ボランティア、関係機関、各種団体、民間企業などの協力が不可欠です。広く計画の周知を図り、行政と町民等がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、この計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、関係課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、この計画を効果的に推進していくため、事業の計画的実施を図るとともに、今後、計画の進捗状況の評価並びに見直し等について、検討する必要があります。

(1) 計画の普及・啓発

住民、関係機関、行政等が一体となって障がい者施策を推進していくため、町広報紙、町ホームページ等による周知によりこの計画の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人等についての正しい理解を啓発していきます。

(2) 障がいのある人の意向・要望の把握

適宜、障がいのある人の意向・要望を最も適切な方法により把握し、障がい者施策を効果的、効率的に推進していきます。

(3) 関係団体・関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など多くの分野にまたがっています。

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、担当課が中心となり、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、医療機関、保健福祉機関、教育機関等の相互協力のもと、本計画の推進を図ります。

(4) 広域連携による計画の推進

現在、羊蹄山麓周辺7町村では広域連携の下に障がいのある人への施策事業を展開しています。例えば、NPO 法人 MiMaTa が運営する地域活動支援センター「夢の匠」があります。7町村の広域連携の下に倶知安町が主体となって運営支援を行っており、今後、利用者の増加が見込まれます。

また、平成20年度から、相談支援事業について、羊蹄山麓7町村で連携し、より専門性の高い相談を行うため、法人へ事業委託をしています。

今後も、広域連携が可能な障害福祉サービスについては、障がいのある人の多様で専門性の高いニーズに応えることができるよう、羊蹄山ろく地域自立支援協議会の協議などにより、近隣市町村との連携をさらに充実し計画を推進していきます。

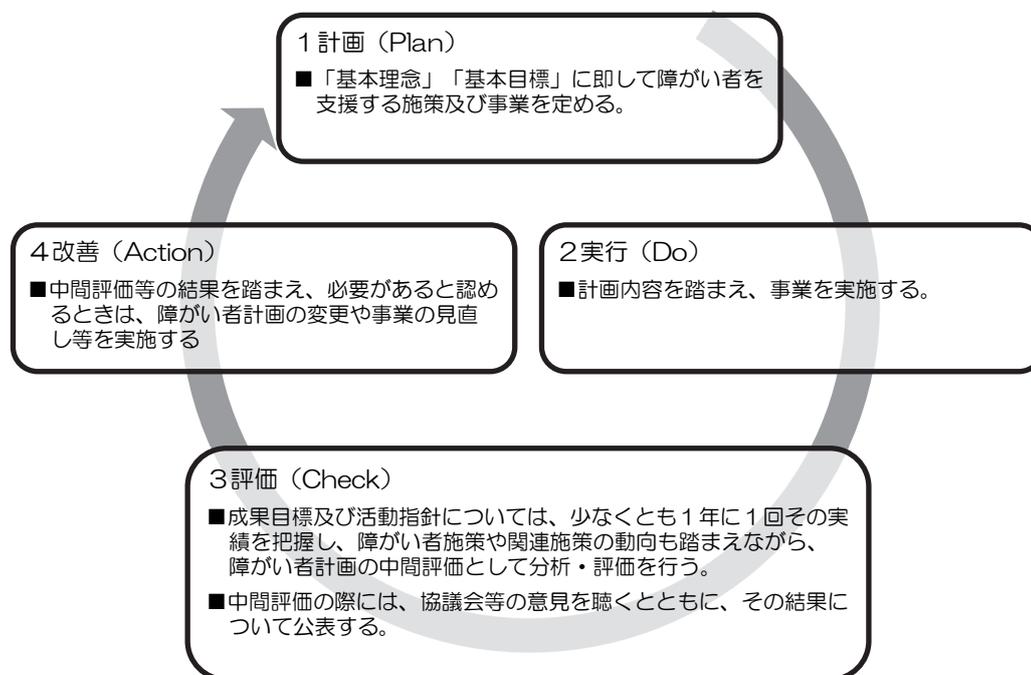
(5) 広範囲な連携強化

障がい者施策を推進するためには、役場と関係機関・団体、民間企業、町民、ボランティアなどが連携し、それぞれの立場で自主的に地域福祉活動に参加するよう働きかけます。

(6) 計画の点検・推進体制（PDCA サイクルに沿った見直し）

基本理念に基づく目標を達成し、障がいのある人の生活を総合的に支えるため、この計画に定めた施策・事業について少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて見直しを行うことにより支援体制整備の推進に努めます。

また、中間評価の際には協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。



倶知安町障害者施策推進協議会条例

昭和 52 年 10 月 3 日

条例第 11 号

改正 平成 6 年 3 月 28 日条例第 3 号

平成 18 年 9 月 27 日条例第 32 号

平成 25 年 6 月 20 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 障害者（児）に関する施策の総合的推進を図り、もって障害者（児）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 36 条第 4 項の規定に基づき、倶知安町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 法第 36 条第 4 項各号に規定する事項について、必要な調査、審議を行うこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定により町長が定める障害福祉計画（計画の変更を含む。）について、同条第 9 項の規定による意見の聴取に応じること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者（児）又は障害者（児）の福祉に関する事業に従事する者及び町の職員のうちから町長が任命する。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

(専門委員)

第 7 条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、倶知安町において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

倶知安町障害者施策推進協議会委員

(1) 倶知安町障害者施策推進協議会委員名簿

構成区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
関係行政 機関	後志総合振興局保健環境部 保健行政室	係 長	三 好 真紀子	
	岩内公共職業安定所 倶知安分室	主 任	南 沢 篤 史	
学識経験 のある者	倶知安町三師会	会 長	川 端 琢 磨	
	倶知安町民生委員児童委員協議会	会 長	安 達 進	会長
	倶知安町社会福祉協議会	事務局長	初 山 真一郎	
	社会福祉法人 倶知安福祉会	施設長	追 立 司	
障がい者 (児) 又は 福祉関係 事業従事 者	NPO法人 とともに	理事長	小 林 敦 子	
	NPO法人 倶知安町手をつなぐ親の会	会 長	初 山 聡 子	
	社会福祉法人 黒松内つくし園 倶知安地区事業所	施設長	大 迫 拓 哉	
	NPO法人 しりべし地域サポートセンター	代表理事	安 藤 敏 浩	副会長
	NPO法人 MiMaTa 地域活動支援センター夢の匠	施設長	筒 井 陽 子	
	倶知安町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	係 長	大 坪 優 美	
	身体障害者相談員	—	高 橋 賢 次	
町職員	倶知安町こども未来課	課 長	上 木 直 道	
	倶知安町教育委員会学校教育課	課 長	岡 田 寿 江	

(2) 倶知安町障害者施策推進協議会事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
倶知安町福祉医療課	課 長	黒 田 智	
倶知安町福祉医療課	主 幹	三 浦 正 記	
倶知安町福祉医療課	主 幹	富 永 久 子	
倶知安町福祉医療課	主 幹	榎 野 舞 子	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	係 長	菊 地 龍 司	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	佐々木 マリア	
倶知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	島 下 明日登	

策定経過

年 月 日	会議名等	内 容
令和5年7月12日	令和5年度 第1回 倶知安町障害者施策推進協議会	①計画策定の概要について ②障がい者等の状況について ③障害者総合支援法等の改正について（参考） ④アンケート調査の実施について
令和5年8月8日 ～8月31日	倶知安町障がい者計画等策定に向けたアンケート調査の実施	①障がい者向けアンケート調査 ②障がい児の保護者向けアンケート調査
令和5年10月20日 ～10月31日	倶知安町障がい者計画等策定に向けた障害福祉サービス事業所調査の実施	①障害福祉サービス事業所調査
令和5年12月1日	令和5年度 第2回 倶知安町障害者施策推進協議会	①アンケート調査の実施について ②第4次倶知安町障がい者計画（骨子案）について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（骨子案）について
令和6年1月18日	令和5年度 第3回 倶知安町障害者施策推進協議会	①第4次倶知安町障がい者計画（素案）について ②倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について
令和6年1月24日 ～2月7日	パブリックコメント	町民意見の募集
令和6年2月19日	令和5年度 第4回 倶知安町障害者施策推進協議会	①パブリックコメントの実施結果について ②第4次倶知安町障がい者計画について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

第4次俱知安町障がい者計画

令和6年3月発行

発行 俱知安町

編集 俱知安町 福祉医療課

〒044-0001 虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

TEL 0136-55-6115

FAX 0136-21-2143